産業廃棄物の保管
及び
土砂等の埋立て等の
不適正処理防止に関する条例
手引き

第3編　土砂等の埋立て等関係版

令和７年５月

和歌山県環境生活部

環境政策局循環型社会推進課

第３編　目 次

項　目	PAGE
第１部　土砂等の埋立て等を実施される方へ	1
Ⅰ．土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項	1
１　土砂等の埋立て等に対する規制の内容	1
２　特定事業の許可	1
Ⅱ．特定事業の許可申請を行う場合の留意事項	1
１　申請者（特定事業を行う者）について	1
２　申請に必要な事項について	1
(1)　申請に必要な書類	1
○許可申請に必要な書類一覧（一時堆積事業を除く特定事業）	2
○許可申請に必要な書類一覧（一時堆積事業）	3
(2)　特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること	4
(3)　特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること	4
(4)　特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること	4
(5)　特定事業の施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること	4
(6)　申請者の欠格要件に該当しないこと	4
３　他法令等の許認可等について	4
４　申請書の提出について	5
５　申請の手数料について	5
Ⅲ．土地所有者等の皆さんへ	6
Ⅳ．特定事業の許可の手続きの概要	7
Ⅴ．特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準	8
第２部　特定事業の許可申請について	１２
Ⅰ．申請書類の作成について	１２
１　提出部数	１２
２　申請書の製本	１２
３　図面	１２
４　その他必要な書類	１２
Ⅱ．特定事業許可申請書記載要領について	１２
１　目次	１２
２　特定事業許可申請書（規則別記第５号様式）関係	１２
３　添付書類（規則第 11 条第２項）関係	１４
Ⅲ．一時堆積事業許可申請書記載要領について	１７
１　目次	１７
２　一時堆積事業許可申請書（規則別記第８号様式）関係	１７
３　添付書類（規則第 11 条第４項）関係	１９

項　目	PAGE
第３部　特定事業の許可を受けた方へ	２１
Ⅰ．許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点	２１
Ⅱ．特定事業の施工管理について	２１
１　届出等	２１
(1)　土砂等の搬入の届出（条例第 26 条）	２１
(2)　着手報告（条例第 28 条）	２２
(3)　変更許可又は届出（条例第 24 条、第 25 条）	２２
(4)　完了又は廃止の届出（条例第 32 条第１項）	２２
(5)　休止又は再開の届出（条例第 32 条第１項、第２項、第８項）	２３
(6)　地位の承継の届出（条例第 33 条）	２３
２　定期報告等	２４
(1)　土砂等の管理簿の作成と保存（条例第 27 条）	２４
(2)　特定事業に使用された土砂等の量の報告（条例第 29 条）	２４
(3)　水質検査等の結果報告（条例第 30 条）	２４
(4)　完了・廃止時の報告（条例第 32 条）	２５
３　施工管理上の留意点	２５
(1)　標識の掲示（条例第 31 条第１項）	２５
(2)　境界の標示（条例第 31 条第２項）	２５
(3)　関係書類の閲覧等（条例第 36 条）	２５
第４部　資料編	２６
Ⅰ．水質検査・土壌検査における留意点	２６
第５部　土砂等の埋立て等の許可に関する様式について	２８
Ⅰ．条例関係の様式一覧表	２８
Ⅱ．条例施行規則に定める様式について	２９
１　様式	２９
２　様式の記載例	５２
Ⅲ．様式要綱に定める様式について	６８
１　様式に関する要綱について	６８
２　要綱に係る様式	６９
３　要綱に係る様式の記載例	８５
Ⅳ．その他参考様式について	８７
１　様式	８７
第６部　許可済み等の取り扱いについて	９０
Ⅰ．許可済み等の取り扱い	９０
１　許可済み等の取り扱いについて	９０

第１部　土砂等の埋立て等を実施される方へ

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（以下「条例」という。）の「土砂等の不適正な処理の防止」（第３章）の規定に基づき、土砂等の埋立て等に対する規制が平成 21 年４月１日より施行されています。

Ⅰ．土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項

１　土砂等の埋立て等に対する規制の内容

「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積を行う行為をいい、公共事業や宅地等の造成工事における盛土等、建設残土の一時仮置き、砂利採取後の埋め戻し、農地の嵩上げなどの行為を含みます。

「土砂等の埋立て等」を行う場合には、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことが禁止されています。

２　特定事業の許可

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 3,000 ㎡以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としています。

特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として１年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（仮置き場等）についても、一時堆積事業として、知事の許可が必要となります。

※　なお、土砂等の埋立て等に該当しない行為、特定事業の許可を受ける必要のない特定事業もありますので、該当するかどうかについて疑義のある方は、あらかじめ、お問い合わせください。

Ⅱ．特定事業の許可申請を行う場合の留意事項

１　申請者（特定事業を行う者）について

「特定事業を行う者」とは、継続性を持った土砂等の埋立て等の行為を施工、管理する者であり、土砂等の埋立て等を主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等に係る特定事業で、施工業者（請負業者）が当該工事を施工、管理する場合は、施工業者が申請者となることができます。

２　申請に必要な事項について

(1)　申請に必要な書類（次ページの一覧表参照）

特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類（Ｐ２～３）を「Ⅱ．特定事業許可申請書記載要領について」（Ｐ12～16）、「Ⅲ．一時堆積事業許可申請書記載要領について」（Ｐ17～20）により作成してください。

○　許可申請に必要な書類一覧（一時堆積事業を除く特定事業）

（条：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例、規：同条例施行規則）

事　　項	備　考	
1　目次		1
2　特定事業許可申請書･･･規則 別記第５号様式※①～⑩は必要記載事項	規 11-1	2
《和歌山県収入証紙》	条 37	
①　氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	条 20-1-1	
㋐ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）	規 11-2-13	3
㋑ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）		4
②　現場責任者の職名、氏名及び住所	条 20-1-2	
③㋑ 特定事業区域の所在地及び面積	条 20-1-3	
③㋺ 特定事業を施工する事務所の所在地		
③㋩ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置		
㋑ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図	規 11-2-13	5
④　特定事業を行う土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 20-1-4	
⑤　特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画	条 20-1-5	
㋐ 搬入計画等（特定事業許可申請書別紙）	規 11-1	6
㋒ 搬入経路図	規 11-2-13	7
⑥　特定事業を行う期間	条 20-1-6	
⑦　土砂等への廃棄物の混入の防止措置	条 20-1-7	
⑧　特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 20-1-8	
㋐ 浸透水を採取するための施設計画図	規 11-2-13	8
⑨　特定事業完了後の跡地に関する事項	条 20-1-10	
⑩　その他規則で定める事項	条 20-1-11	
3　許可申請書の添付書類	規 11-2	
①　申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）→（**2**①㋐の添付書類）	規 11-2-1	9
②　特定事業区域の面積を明らかにした求積図→（**2**③㋑㋑の添付書類）	規 11-2-2	10
③1 特定事業場の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の図面→（**2**③㋑㋐の添付書類）	規 11-2-3	11
③2 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図→（**2**③㋑㋐の添付書類）		12
④1 特定事業場の計画平面図（施工前の現況と完了時の状況が確認できるもの）	規 11-2-4	13
④2 特定事業場の計画縦断図（同上）		14
④3 特定事業場の計画横断図（同上）		15
⑤1 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 11-2-5	16
⑤2 不動産登記法第14条第１項に規定する地図又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し		17
⑥1 土地の使用権原を証する書類	規 11-2-6	18
⑥2 特定事業区域内土地使用同意書･･･**様式に関する要綱 様式第３号**		19
⑥3 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書･･･**様式に関する要綱 様式第７号**		20
⑥4 土地所有者の印鑑登録証明書		21
⑦　特定事業区域内施工同意書･･･**様式に関する要綱 様式第４号**	規 11-2-7	22
⑧　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査関係書類 1（検査試料採取地点位置図） 2（現場写真） 3（検査試料採取調書）･･･**規則 別記第６号様式** 4（検査結果を証明する書面）･･･**その他参考様式１（P86）参照**	規 11-2-8	23
⑨ 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書→（**2**⑤㋑の添付書類）	規 11-2-9	24
⑩　直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書 【法人】　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書）、法人税に関する納税証明書 【個人】　確定申告書の写し、所得税に関する納税証明書、（青色申告）青色申告決算書の写し、（白色申告）資産に関する調書、収支内訳書	規 11-2-10	25
⑪　特定事業許可申請に係る申告書･･･**規則 別記第７号様式**	規 11-2-11	26
⑫　誓約書･･･**規則 別記第７号様式の２又は別記第７号様式の３**	規 11-2-12	27
⑬　その他知事が必要と認める書類	規 11-2-13	
ア 特定事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等）･･･**様式に関する要綱 様式第８号の１～様式第８号の７**		28
イ 特定事業場の写真		29
ウ その他（特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等）		30

※　上記における①㋑㋐などの記号は、Ｐ13～16 に対応

○　許可申請に必要な書類一覧（一時堆積事業）

事　　項	備　考	
1　目次		1
2　一時堆積事業許可申請書･･･規則 別記第８号様式※①～⑫は必要記載事項	規 11-3	2
《和歌山県収入証紙》	条 37	
①　氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 20-2-1	
㋐ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）	規 11-4-5	3
㋑ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）		4
②　現場責任者の職名、氏名及び住所	条 20-2-1	
③◇ 特定事業区域の所在地及び面積	条 20-2-1	
③◇ 特定事業を施工する事務所の所在地		
③◇ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置		
㋑ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図	規 11-4-5	5
④　特定事業を行う土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 20-2-1	
⑤　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	条 20-2-2	
㋐①（検査試料採取地点位置図） ②（現場写真） ③（検査試料採取調書）･･･**規則 別記第６号様式** ④（検査結果を証明する書面）･･･**その他参考様式１（P85）参照**	規 11-4-3	6
㋑ 遮断構造に関する図面	規 11-4-2	7
⑥　一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	条 20-2-3	
㋐ 一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書･･･**様式に関する要綱　様式第 11 号**	規 11-4-5	8
㋑ 搬入経路図		9
⑦　一時堆積事業を行う期間	条 20-2-1	
⑧　土砂等への廃棄物の混入の防止措置	条 20-2-1	
⑨　特定事業場の構造	条 20-2-4	
㋐ 計画平面図	規 11-4-4	10
㋐ 計画断面図		11
㋑ 堆積土砂量計算書	規 11-4-5	12
⑩　特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 20-2-1	
㋐ 浸透水を採取するための施設計画図	規 11-4-5	13
⑪　特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	条 20-2-5	
㋐ 土砂等を区分するための措置の図面	規 11-4-5	14
⑫　その他規則で定める事項	条 20-2-6	
3　許可申請書の添付書類	規 11-4	
①　申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）→（**2**①㋐の添付書類）	規 11-4-1	15
②　特定事業区域の面積を明らかにした求積図→（**2**③◇㋑の添付書類）	規 11-4-1	16
③① 特定事業場の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の図面→（**2**③◇㋐の添付書類）	規 11-4-1	17
③② 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図→（**2**③◇㋐の添付書類）		18
④① 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 11-4-1	19
④② 不動産登記法第 14 条第１項に規定する地図又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し		20
⑤① 土地の使用権原を証する書類	規 11-4-1	21
⑤② 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書･･･**様式に関する要綱　様式第６号**		22
⑤③ 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書･･･**様式に関する要綱　様式第７号**	規 11-4-5	23
⑤④ 土地所有者の印鑑登録証明書		24
⑥　特定事業区域内施工同意書･･･**様式に関する要綱　様式第４号**	規 11-4-1	25
⑦　直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書 【法人】　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書）、法人税に関する納税証明書 【個人】　確定申告書の写し、所得税に関する納税証明書、（青色申告）青色申告決算書の写し、（白色申告）資産に関する調書、収支内訳書	規 11-4-1	26
⑧　特定事業許可申請に係る申告書･･･**規則 別記第７号様式**	規 11-4-1	27
⑨　誓約書･･･**規則 別記第７号様式の２又は別記第７号様式の３**	規 11-4-1	28
⑩　表土の土壌検査関係書類→（**2**⑤㋐の添付書類）	規 11-4-3	
⑪　遮断構造に関する図面→（**2**⑤㋑の添付書類）	規 11-4-2	
⑫　計画平面図(堆積が最大となった場合のもの)→（**2**⑨㋐の添付書類）	規 11-4-4	
⑬　計画断面図(堆積が最大となった場合のもの)→（**2**⑨㋐の添付書類）		
⑭　その他知事が必要と認める書類	規 11-4-5	
ア　一時堆積事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等）･･･**様式に関する要綱　様式第８号の２～様式第８号の７**		29
イ　特定事業場の写真		30
ウ　その他（特定事業の実施に関し必要な関係法令等の許認可等）		31

※　上記における①◇㋐などの記号は、Ｐ17～20 に対応

⑵　特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること

⑶　特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること

許可の申請に当たっては、埋立て前の表土の土壌検査を実施し、その検査結果を申請書に添付する必要がありますので、土壌検査に必要な期間を見込んで申請の準備を進めてください。

条例では、検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行い、検査結果証明書は環境計量士が発行したものに限るとしています。試料の採取方法が不適切な場合には、検査結果を有効とみなさないことがあります。

分析機関に検査を依頼する際、土壌基準を提示し、検査項目及び検査方法に誤りのないように注意してください。

試料の採取方法など土壌検査を実施する上での留意点は、後述第４部「資料編」の「Ⅰ．水質検査・土壌検査における留意点」（Ｐ26､27）で確認してください。

※　なお、表土の土壌検査を必要としない場合がありますので、あらかじめ、お問い合わせください。

「土壌基準」:産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第７条別表第１（第１編Ｐ36）

⑷　特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること

特定事業の許可を受けた後、定期的に土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（浸透水）を採取し、水質検査を実施する必要があります。

⑸　特定事業の施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること

⑹　申請者の欠格要件に該当しないこと

申請者がこの条例による特定事業の許可の取消処分を受けてから３年を経過しない等申請者の欠格要件に該当する場合は、許可をすることはできません。

「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（Ｐ８～Ｐ11）で確認してください。

３　他法令等の許認可等について

特定事業の許可申請書を提出し、条例による許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、特定事業を実施することはできません。

申請の前には、事業を行う際に関係する法令等や、その許認可、届出等の要否を十分確認し、必要な手続きを済ませておいてください。

４　申請書の提出について

申請書の提出先は以下のとおりです。正本１部、副本３部を提出してください。

なお、特定事業が複数の市町村にまたがって行われる場合は、その数に応じて副本が必要となります。

事務所名等	連絡先	所管区域
海南保健所 （海草振興局健康福祉部）	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL:073-483-8825	海南市、紀美野町
岩出保健所 （那賀振興局健康福祉部）	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL：0736-61-0048	岩出市、紀の川市
橋本保健所 （伊都振興局健康福祉部）	〒649-7203 橋本市高野口町名古曽 927 TEL:0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
湯浅保健所 （有田振興局健康福祉部）	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL:0737-64-1293	有田市、有田川町、 湯浅町、広川町
御坊保健所 （日高振興局健康福祉部）	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL：0738-22-3481	御坊市、由良町、 日高町、美浜町、 日高川町、印南町
田辺保健所 （西牟婁振興局健康福祉部）	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL:0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 上富田町、白浜町、 すさみ町
新宮保健所 （東牟婁振興局健康福祉部）	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL：0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所串本支所 （東牟婁振興局健康福祉部 串本支所）	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL:0735-72-0525	串本町、古座川町
和歌山市役所 和歌山市市民環境局 環境部 廃棄物対策課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL：073-435-1352	和歌山市

５　申請の手数料について

(1)　特定事業の許可　　１件につき３万７千円

(2)　特定事業の変更許可　１件につき２万１千円

Ⅲ．土地所有者等の皆さんへ

土砂等の埋立て等のために、所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。

不適正な土砂等の埋立て等が行われた場合、土地所有者も知事の措置命令や罰則の対象となることがあります。

お知らせ

和歌山県のホームページの中で、条例の概要や許可申請の手引等について掲載してありますので、トップページから「産廃・土砂条例」「土砂等の埋立て等」などのキーワードで検索して、ご利用ください。

Ⅳ．特定事業の許可の手続きの概要

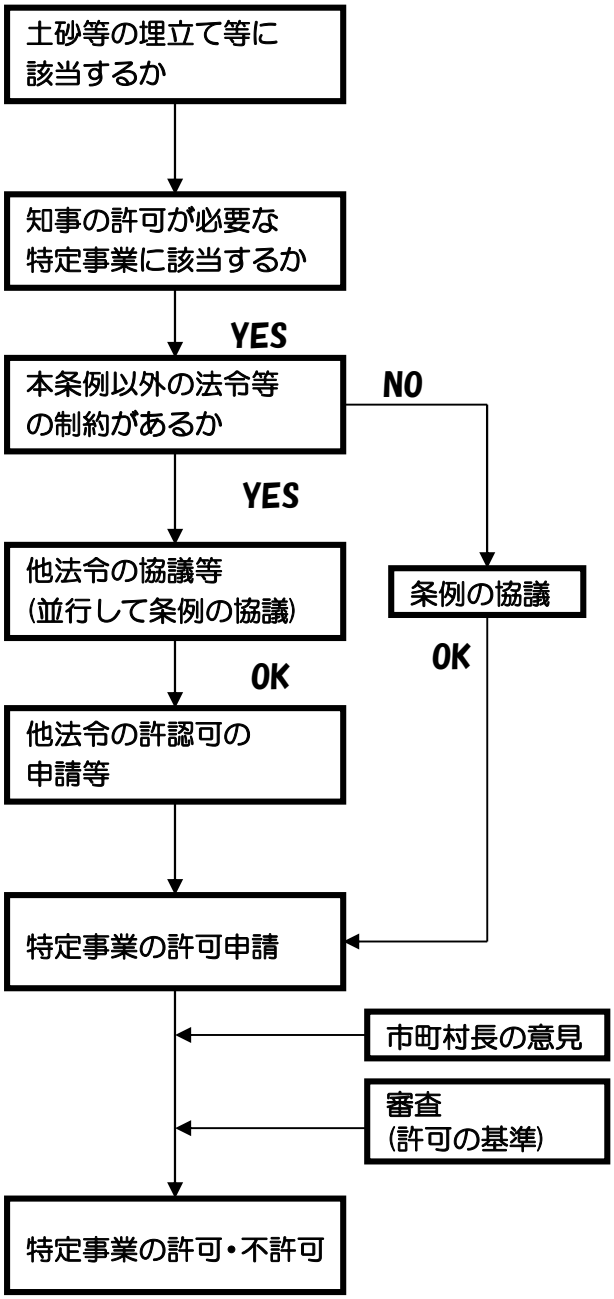

土砂等の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積を行う行為

特定事業とは

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 ㎡以上であるものをいう。なお、特定事業のうち他の場所への搬出を目的として土砂等の搬入と搬出が１年未満の短期間に繰り返されるもの（仮置き場等）を一時堆積事業という。

特定事業の許可の適用除外とは

1　国、地方公共団体等がその管理する土地で行う特定事業
2　採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に堆積を行う特定事業
3　災害のために必要な応急措置として行う特定事業
4　その他規則で定める特定事業

本条例以外の法令等の制約（例示）

- 国土利用計画法の土地に関する権利の移転等の届出
- 都市計画法の開発許可
- 農業振興地域の整備に関する法律の開発行為の許可
- 農地法の転用許可
- 森林法の開発許可
- 自然公園法の行為の許可
- 自然環境保全法の行為の許可
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の行為の許可
- 砂防法の行為の許可
- 地すべり等防止法の行為の許可
- 国有財産法に基づく用途廃止及び払い下げ
- 文化財保護法の埋蔵文化財の発掘　等

許可の基準

1　特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること
2　特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること
3　特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること
4　施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること
5　申請者が措置命令を受けて完了していない者、許可の取消しを受け３年以上経過していない者、あるいは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当しないこと

（**一時堆積事業**にあっては、上記の他に）

6　表土と堆積する土砂等が遮断される構造（遮断されない構造の場合、上記２を満たすこと）である場合、その構造が土壌汚染を防止するものであること
7　採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること

Ⅴ．特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

○特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

第１　趣旨

この審査基準は、和歌山県行政手続条例第５条の規定に基づき、申請により求められた産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成 20 年条例第 49 号。以下「条例」という。）第 19 条に規定する特定事業の許可をするかどうかを判断するために必要な事項を定めるものとする。

第２　一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全に配慮されたものであると認められること。

Ⅰ　事業計画の確実性・妥当性

１　計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行うと認められること。

２　特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが確実であること。

３　関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが確実であること。

４　申請者の信用及び資力

(1)　申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。

(2)　申請者が残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。

(3)　資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあっては、用地費及び防災施設の設置費用等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

５　計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、許可の申請を行うこと。

Ⅱ　周辺の生活環境の保全への配慮

１　公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境の支障（騒

音、振動、粉じん等）に配慮し、必要な措置が講じられていること。

2　特定事業場内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。

3　特定事業区域及び特定事業に必要な施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じ隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

第３　条例第 22 条（許可の基準）関係

次の各号に全て適合していると認められること。

Ⅰ　条例第 22 条第１項（特定事業）

1　特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること。
ただし、特定事業場内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合には、この限りでない。

2　特定事業場内の表土が土壌基準（別記１）に適合する土砂等であること。ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記２）は、この限りでない。

3　特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。

4　特定事業施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること。

5　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

(1)　条例第 17 条第２項若しくは第３項又は第 35 条第１項若しくは第２項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者･･･①

(2)　条例第 34 条第１項各号（第７号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）･･･②

(3)　条例第 34 条第１項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者･･･③

(4)　特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として次に掲げるもの

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者･･･④

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。第 32 条の３第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者･･･⑤

ハ　土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物処理法第 16 条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者･･･⑥

ニ　土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び③を除く。）･･･⑦

ホ　土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者･･･⑧

ヘ　その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる①から⑧までに掲げる者と同程度以上の理由があるもの･･･⑨

ト　未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当する者･･･⑩

チ　法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの･･･⑪

リ　個人である場合においては、使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの･･･⑫

ヌ　申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの･･･⑬

ａ　申請者と会社法上の親会社又は子会社の関係にある法人

ｂ　申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）

ｃ　申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）

注１　⑥は平成 18 年４月１日以降に行われた許可の取消しについて適用し、⑧又は⑨は、特定事業の許可申請時の状態が⑧又は⑨である場合に適用する。

注２　⑪及び⑫の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である者とする。

α　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

β　αに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Ⅱ　条例第 22 条第２項（一時堆積事業）

１　特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること。

ただし、特定事業場内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合には、この限りでない。

２　特定事業区域内の表土が土壌基準（別記１）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること。）。

ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記２）は、この限りでない。

3　特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。

4　特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

5　特定事業施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること。

6　申請者が第３のⅠの５の(1)から(4)までのいずれにも該当しないこと。

別記１　（略）→（第１編Ｐ36 参照）

別記２

表土について土壌検査をする必要がない場合

1　採石法に基づく許可を受けた採取計画に従って採取を行った採石跡地で土砂等の埋立て等を行う場合で、地盤が岩である場合の表土の土壌検査

2　砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採取跡地である場合の表土の土壌検査

3　特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合の表土の土壌検査

4　その他知事が表土について土壌検査をする必要がないと認めた場合

第２部　特定事業の許可申請について

Ⅰ．申請書類の作成について

１　提出部数

申請書の提出部数は正本1部、副本3部（副本は写しで可）とする。ただし、関係する市町村が増える場合は、その数に応じた提出部数とする。

２　申請書の製本

申請書はファイル等で製本すること。また、添付書類は原則A4版とし（様式の決まっているものはこの限りではない。）、目次を作成してインデックス等を貼付すること。

製本は、特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類（P2～3）に沿って行うこと。

３　図面

(1) A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じること。

(2) 一つの図面に二以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載すること。

(3) 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておくこと。

４　その他必要な書類

(1) 事業の目的、跡地利用等の計画内容を具体的に記載した事業計画概要書を必ず添付すること。

(2) 特定事業場予定地の現況（形状、構造物、周辺の道路等との関係など）が分かるような写真（複数枚でも可）を添付すること。また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付すること。

(3) 特定事業の許可に関し、必要に応じて、別に書類等の提出を求めることがある。

(4) 関係機関への意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等求められた部数を用意すること。

Ⅱ．特定事業許可申請書記載要領について

１　目次

申請に当たっては、特定事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類一覧（一時堆積事業を除く特定事業）（P2）の順で作成すること。

２　特定事業許可申請書（規則別記第５号様式）関係（様式Ｐ30、記載例Ｐ53）

和歌山県収入証紙 37,000 円分を申請書の正本に貼付すること。（白紙に貼付して添付することも可）

「規則」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則
「要綱」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

記載事項	記載要領
① 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	㋐ 特定事業を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）を添付すること。 ㋑ 「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）は原則として申請する日前３月以内に発行されたものであること。 ㋒ 法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ㋓ 申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
② 現場責任者の職名、氏名及び住所	㋐ 申請者が個人である場合は、申請者本人を現場責任者とし、法人の場合は、現場責任者の法人内の所属、職氏名を記載するとともに、住所については、その法人における所属先の住所等を記載すること。
③㋑ 特定事業区域の所在地及び面積	㋐ 特定事業区域の所在地は、「代表地番及びほか○○筆」と記載するとともに、特定事業場の位置を明示した縮尺 1/50,000 程度の図面と特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/25,000 程度の特定事業場及びその付近の状況を示す見取図を添付すること。 ㋑ 特定事業場（特定事業区域及び搬入路その他特定事業に必要な施設に係る区域）及び特定事業区域のそれぞれの面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図面を添付すること。 ㋒ 面積求積図（1/1,000 程度）には、特定事業場、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分ごとに適宜色分けし明示すること。
③㋺ 特定事業を施工する事務所の所在地	㋐ 事務所の所在地と電話番号を記載すること。
③㋩ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置 **特定事業計画概要書（要綱様式：P75）** **土地の明細表（要綱様式：P79）**	㋐ 特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る全ての土地について、「特定事業計画概要書」（要綱様式第８号の１。以下、「計画概要書」という。）の「特定事業場に係る土地の明細表」（要綱様式第８号の５。以下、「土地の明細表」という。）に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ㋑ 「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。 ㋒ 事務所を特定事業場内に設置する場合は、その位置を「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」に明示すること。 ㋓ 事務所を特定事業場以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業場と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
④ 特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	㋐ 特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載すること。
⑤ 特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画 **使用土砂等予定量計算書（様式：任意）** **搬入計画等（記載例 P54）**	㋐ 搬入量については、埋立て等に供する区域以外を採取場所とする土砂等の搬入予定量を記載すること。 ㋑ 実測の横断面図、縦断面図等により積算された「使用土砂等予定量計算書」（土量の変化率を考慮したもの）を添付すること。 ㋒ 許可申請書別紙の「特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入・搬出予定量並びに搬入・搬出計画」（以下、「搬入計画等」という。）の合計と一致していること。 ㋓ 申請書別紙「搬入計画等」に予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入期間、搬入時間等の搬入計画を記載すること（採取場所の一部が未定の場合は、判明しているものだけで可）。搬出予定がある場合には、その搬出先と搬出予定量を記載すること。 ㋔ 備考欄には搬入・搬出業者等を記載すること。

記載事項	記載要領
	㋕　土砂等の発生場所ごとの現場から当該申請地までの土砂等の搬入経路を記載した「搬入経路図」を添付すること。
⑥ 特定事業を行う期間	㋐　特定事業を行う期間を記載すること。申請者が特定事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の施工に係る同意書の期間との整合を図ること。 ㋑　開始日については申請書提出から許可までの期間を十分見込んでおき、許可から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
⑦ 土砂等への廃棄物の混入の防止措置	㋐　監視員の配置や展開検査の実施、採取場所での重機へのスケルトン取付けによる分別など土砂等に廃棄物が混入しないようにするための措置を記載すること。
⑧ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	㋐　「浸透水を採取するための施設計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
⑨ 特定事業完了後の跡地に関する事項	㋐　完了後の跡地で実施する計画について記載するとともに、跡地利用の計画がない場合にあっては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。
⑩ その他規則で定める事項	

3 添付書類（規則第 11 条第２項）関係

添付書類	記載要領
① 申請者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	㋐　特定事業許可申請書の記載事項①の添付書類 ㋑　登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの（履歴事項全部証明書）を添付してください。
② 特定事業区域の面積を明らかにした求積図	㋐　特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類
③㊀ 特定事業場の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の図面	㋐　特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㋑　当該図面は、特定事業場に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業場の位置を明示すること。
③㊁ 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図	㋐　特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㋑　「見取図」は特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/25,000 程度の図面とし、特定事業場の形状を明示すること。
特定事業場の ④㊀ 計画平面図 ④㊁ 計画縦断図 ④㊂ 計画横断図	㋐　平面図及び断面図については、特定事業の施工前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺 1/250～1/500 程度の図面とし、全体計画と今回申請に係る計画を記載すること。 ㋑　「平面図」には、特定事業場及び特定事業区域がわかるよう色塗り等により明示し、土地の地番界、地番、土地所有者名、特定事業区域の境界杭、測線、施設の説明等必要な事項を記載すること。
⑤㊀ 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 ⑤㊁ 不動産登記法第 14 条第１項に規定する地図又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し	㋐　登記事項証明書については、原則として、申請する日前３月以内に発行されたものを添付すること。 ㋑　公図については、特定事業区域及び地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ㋒　謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

添付書類	記載要領
⑥① 土地の使用権原を証する書類 ⑥② 特定事業区域内土地使用同意書 **（要綱様式：Ｐ70）** ⑥③ 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書 **（要綱様式：Ｐ74）** ⑥④ 土地所有者の印鑑登録証明書	㋐ 特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」（写しで可）及び「特定事業区域内土地使用同意書」（要綱様式第３号）を添付すること。（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業区域内土地使用同意書」が必要となる。） ㋑ ㋐の場合、特定事業区域内土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ㋒ 特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書」（要綱様式第７号）を添付すること。（当該同意の対象となる土地が、㋐により同意されている土地である場合は添付を要しない。） ㋓ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ㋔ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ㋕ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑦ 特定事業区域内施工同意書 **（要綱様式：Ｐ71）**	㋐ 特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」（要綱様式第４号）を添付すること。書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書は不要。 ㋑ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査関係書類 ⑧① 「検査試料採取地点位置図」 ⑧② 「現場写真」 ⑧③ 「検査試料採取調書」 **（規則様式：P33）** **（記載例：P55）** ⑧④ 「検査結果を証明する書面」	㋐ 表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」（規則別記第６号様式）及び当該「検査結果を証明する書面」（環境測量士が発行したものに限る。）を添付すること。 Ⓐ 表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺 1/500 程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 Ⓑ 「現場写真」は土壌検査の試料採取状況の写真とすること。 Ⓒ 表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行者番号等の欄は、当該調査に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は試料を採取した深さについて、ｃｍ単位で記載すること。 Ⓓ 「検査結果を証明する書面」は、１試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料が計量証明を行う者の管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ㋑ 表土の検査は、特定事業区域の面積が１ヘクタールを超える場合は、１ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ㋒ 検査試料は、原則として申請する日前３月以内に採取したものであること。
⑨ 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書	㋐ 特定事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類。実測の横断面図、縦断面図等により積算された「使用土砂等予定量計算書」（土量の変化率を考慮したもの）を添付すること。
⑩ 直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書	㋐ 財務諸表として下記Ⓐ又はⒷのいずれかを添付すること。 Ⓐ 申請者が法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書） Ⓑ 申請者が個人の場合 ・確定申告書の写し ・（青色申告者）青色申告決算書の写し （白色申告者）資産に関する調書（要綱様式第５号）及び収支内訳書

添付書類	記載要領
	㋑　納税証明書は、法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税に関する納税証明書（その１）を添付すること。
⑪　特定事業許可申請に係る申告書	㋐　「特定事業許可申請に係る申告書」（規則別記第７号様式、Ｐ34）に、嘘偽りなく必要事項を記載すること。 ㋑　申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」第３―Ⅰ―5（Ｐ9､10）に規定する申請者の欠格事由に該当しないか申告書を作成すること。
⑫　誓約書	㋐　規則別記第７号様式の２又は別記第７号様式の３を添付すること。
⑬　その他知事が必要と認める書類	
ア　特定事業計画概要書 **（要綱様式:P75）**	㋐　事業目的、事業（施設）の名称、土地利用状況及び計画、全体計画との関係、完了後の施設の管理方針等を記載した「特定事業計画概要書」（要綱様式第８号の１）を作成すること。 ㋑　「特定事業計画概要書」には、別紙として下記 A～E を添付すること。 A 「施工計画書」　（要綱様式第８号の３、Ｐ77） B 「工程表」　（要綱様式第８号の４、Ｐ78） C 「特定事業に係る土地の明細表」（要綱様式第８号の５、Ｐ79） D 「工事の経歴等及び資金計画書」（要綱様式第８号の６、Ｐ80） E 「関係法令等の許認可等一覧表」（要綱様式第８号の７、Ｐ81）
A　施工計画書 （関係図面） （契約書等）	㋐　特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺の生活環境の保全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ㋑　申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
B　工程表	㋐　各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 ㋑　備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
C　特定事業に係る土地の明細表	㋐　特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
D　工事の経歴等及び資金計画書 （定款） （納税証明書） （残高証明書） （融資証明書）	㋐　法人の設立年月日、資本金、納税額、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書（個人の場合、前年の個人事業税の納税証明書）を添付すること。 ㋑　特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
E　関係法令等の許認可等一覧表	㋐　特定事業の施工に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。
イ　特定事業場の写真	㋐　計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。
ウ　その他	
A　特定事業の実施に関し必要な関係法令等	㋐　「計画概要書」の「関係法令等の許認可一覧表」（要綱様式第８号の７）に許認可の状況を整理すること。

Ⅲ．一時堆積事業許可申請書記載要領について

１　目次

申請に当たっては、一時堆積事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類（一時堆積事業）（P3）の順で作成すること。

２　一時堆積事業許可申請書（規則別記第８号様式）関係（様式Ｐ37、記載例Ｐ56）

和歌山県収入証紙37,000円分を申請書の正本に貼付すること。（白紙に貼付して添付することも可）

「規則」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則
「要綱」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

記載事項	記載要領
①　氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」	㋐　特定事業を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）を添付すること。 ㋑　申請する日前３月以内に発行されたものであること。 ㋒　法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ㋓　申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
②　現場責任者の職名、氏名及び住所	㋐　申請者が個人である場合は、申請者本人を現場責任者とし、法人の場合は、現場責任者の法人内の所属、職氏名を記載するとともに、住所については、その法人における所属先の住所等を記載すること。
③㋑　特定事業区域の所在地及び面積	㋐　特定事業区域の所在地は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載するとともに、特定事業場の位置を明示した縮尺 1/50,000 程度の図面と特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺：1/25,000 程度の特定事業場及びその付近の状況を示す見取図を添付すること。 ㋑　特定事業場（特定事業区域及び搬入路その他特定事業に必要な施設に係る区域）及び特定事業区域のそれぞれの面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図面を添付すること。 ㋒　面積求積図（1/1,000 程度）には、特定事業場、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分ごとに適宜色分けし明示すること。
③㋒　特定事業を施工する事務所の所在地	㋐　事務所の所在地と電話番号を記載すること。
③㋒　特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置 **一時堆積事業計画概要書** **（要綱様式：P76）** **土地の明細表** **（要綱様式：P79）**	㋐　特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る全ての土地について、「一時堆積事業計画概要書」（要綱様式第８号の２。）の「特定事業場に係る土地の明細表」（要綱様式第８号の５。以下、「土地の明細表」という。）に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ㋑　「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。 ㋒　事務所を特定事業場内に設置する場合は、その位置を「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」に明示すること。 ㋓　事務所を特定事業場以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業場と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
④　特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所	㋐　特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載すること。

記載事項	記載要領
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造） ⑤①「検査試料採取地点位置図」 ⑤②「現場写真」 ⑤③「検査試料採取調書」 **（規則様式：P33）** **（記載例：P55）** ⑤④「検査結果を証明する書面」	**【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合】** ㋐　表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」（規則別記第６号様式）及び当該「検査結果を証明する書面」（環境測量士が発行したものに限る。）を添付すること。 Ⓐ　表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺 1/500 程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 Ⓑ　「現場写真」は土壌検査の試料採取状況の写真とすること。 Ⓒ　表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行者番号等の欄は、当該調査に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は試料を採取した深さについて、ｃｍ単位で記載すること。 Ⓓ　「検査結果を証明する書面」は、１試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料が計量証明を行う者の管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ㋑　表土の検査は、特定事業区域の面積が１ヘクタールを超える場合は、１ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ㋒　検査試料は､原則として申請する日前３月以内に採取したものであること。 **【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合】** ㋓　1/250～1/500 程度の構造がわかる「遮断構造に関する図面」を作成し、遮断物の材質も明記すること。
⑥　一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	㋐　年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。 ㋑　「一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書」（要綱様式第９号、Ｐ82）に記載された予定量の合計と一致すること。 ㋒　搬入経路図を添付すること。
⑦　一時堆積事業を行う期間	㋐　一時堆積事業を行う期間を記載すること。申請者が一時堆積事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の実施に係る同意書の期間との整合を図ること。 ㋑　開始日については申請書提出から許可までの期間を十分見込んでおき、許可から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
⑧　土砂等への廃棄物の混入の防止措置	㋐　監視員の配置や展開検査の実施、採取場所での重機へのスケルトン取付けによる分別など土砂等に廃棄物が混入しないようにするための措置を記載すること。
⑨　特定事業場の構造	㋐　土砂等の堆積が最大となったときの 1/250～1/500 程度の「計画平面図」、「計画断面図」を作成し、特定事業場及び特定事業区域を色塗り等により明示すること。図面は特定事業の施工前の形状及び完了時の状況が確認できるものであること。 ㋑　特定事業区域に堆積できる土砂等の量を計算した「堆積土砂量計算書」を添付すること。
⑩　特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	㋐　「浸透水を採取するための施設計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
⑪　特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	㋐　一時堆積事業計画概要図に土砂等について採取場所ごとに区分するための措置を記載し、図面を添付すること。
⑫　その他規則で定める事項	

３　添付書類（規則第 11 条第４項）関係

添付書類	記載要領
①　申請者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	㋐　一時堆積事業許可申請書の記載事項①の添付書類 ㋑　登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの（履歴事項全部証明書）を添付してください。
②　特定事業区域の面積を明らかにした求積図	㋐　一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類
③[1]　特定事業場の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の図面	㋐　一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㋑　当該図面は、特定事業場に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業場の位置を明示すること。
③[2]　特定事業場及びその付近の状況を示す見取図	㋐　一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㋑　「見取図」は特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/25,000 程度の図面とし、特定事業場の形状を明示すること。
④[1]　特定事業区域内の土地の登記事項証明書 ④[2]　不動産登記法第 14 条第１項に規定する地図又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し	㋐　登記事項証明書については、原則として、申請する日前３月以内に発行されたものを添付すること。 ㋑　公図については、特定事業区域及び地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ㋒　謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
⑤[1]　土地の使用権原を証する書類 ⑤[2]　特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書 **（要綱様式：Ｐ73）** ⑤[3]　特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書 **（要綱様式：Ｐ75）** ⑤[4]　土地所有者の印鑑登録証明書	㋐　特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」（写しで可）及び「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（要綱様式第６号）を添付すること。（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」が必要となる。） ㋑　㋐の場合、特定事業区域内土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ㋒　特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書」（要綱様式第７号）を添付すること。（当該同意の対象となる土地が、㋐により同意されている土地である場合は添付を要しない。） ㋓　土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ㋔　相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ㋕　「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑥　特定事業区域内施工同意書 **（要綱様式：Ｐ71）**	㋐　特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」（要綱様式第４号）を添付すること。書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書は不要。 ㋑　「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑦ 直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書	㋐　財務諸表として下記Ⓐ又はⒷのいずれかを添付すること。 Ⓐ　申請者が法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書） Ⓑ　申請者が個人の場合 ・確定申告書の写し ・（青色申告者）青色申告決算書の写し （白色申告者）資産に関する調書（要綱様式第５号）及び収支内訳書 ㋑　納税証明書は、法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税に関する納税証明書（その１）を添付すること。
⑧ 特定事業許可申請に係る申告書	㋐　「特定事業許可申請に係る申告書」（規則別記第７号様式、Ｐ34）に、嘘偽りなく必要事項を記載すること。 ㋑　申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」第３―Ⅰ―５（Ｐ9､10）に規定する申請者の欠格事由に該当しないか申告書を作成すること。

添付書類	記載要領
⑨ 誓約書	㋐　規則別記第７号様式の２又は別記第７号様式の３を添付すること。
⑩ 表土の土壌検査関係書類	**【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造でない場合】** 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類 （「検査試料採取地点位置図」、「現場写真」、「検査試料採取調書」、「検査結果を証明する書面」）
⑪ 遮断構造に関する図面	**【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造である場合】** 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類
⑫ 計画平面図 ⑬ 計画断面図	**【特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合のもの】** 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑨の添付書類
⑭ その他知事が必要と認める書類	
ア　一時堆積事業計画概要書 **（要綱様式：P76）**	㋐　施設の名称、土地の現況、土砂等について採取場所ごとに区分するための措置等を記載した「一時堆積事業計画概要書」（要綱様式第８号の２）を作成すること。 ㋑　「一時堆積事業計画概要書」には別紙として下記 A～E を添付すること。 A 「施工計画書」　（要綱様式第８号の３、Ｐ77） B 「工程表」　（要綱様式第８号の４、Ｐ78） C 「特定事業に係る土地の明細表」（要綱様式第８号の５、Ｐ79） D 「工事の経歴等及び資金計画書」（要綱様式第８号の６、Ｐ80） E 「関係法令等の許認可等一覧表」（要綱様式第８号の７、Ｐ81）
A　施工計画書 （関係図面） （契約書等）	㋐　特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺の生活環境の保全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ㋑　申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
B　工程表	㋐　各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 ㋑　備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
C　特定事業に係る土地の明細表	㋐　特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
D　工事の経歴等及び資金計画書 （定款） （納税証明書） （残高証明書） （融資証明書）	㋐　法人の設立年月日、資本金、納税額、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書（個人の場合、前年の個人事業税の納税証明書）を添付すること。 ㋑　特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
E　関係法令等の許認可等一覧表	㋐　特定事業の施工に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。
イ　特定事業場の写真	計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。
ウ　その他	
A　特定事業の実施に関し必要な関係法令等	㋐　「一時堆積事業計画概要書」の「関係法令等の許認可一覧表」（要綱様式第８号の７）に許認可の状況を整理すること。

第３部　特定事業の許可を受けた方へ

Ⅰ．許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点

1	許可の条件が付されている場合は、その条件を遵守して特定事業を施工してください。
2	特定事業に用いる土砂等の採取場所、又は搬入計画について、許可申請の内容に変更が生じた場合は、特定事業変更届出書を提出した上で「土砂等の搬入の届出」を行ってください。
3	特定事業の許可を受けた後に、事務所及び標識の設置、特定事業区域の境界の標示、閲覧用書類の備え付けを行ってください。
4	搬入する土砂等の量が増加する場合や期間を延長しようとする場合は、あらかじめ変更許可が必要となりますので、余裕をもって手続に入ってください。
5	特定事業場内の土地について、所有権、賃貸権、地上権その他事業実施の妨げとなる権利を有する者に変更があった場合は、速やかに報告してください。
6	検査試料の採取は、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」（Ｐ26、27）を確認のうえ実施してください。
7	特定事業に使用された土砂等の量の報告に関し、土砂等の量が確認できる資料の提示を求めることがありますので、要綱様式などにより整備しておいてください。
8	「Ⅱ．特定事業の施工管理について」により、着手時、完了時又は定期的な届出、報告を行ってください。

Ⅱ．特定事業の施工管理について

特定事業の施工に当たっては、次の手続き等が必要となります。

１　届出等

(1)　土砂等の搬入の届出（条例第 26 条）

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が 4,000 ㎥までごとに、当該土砂等が当該採取場所で採取された土砂等であって、土壌基準に適合している旨を知事に届け出てください。（P59 に記載例）

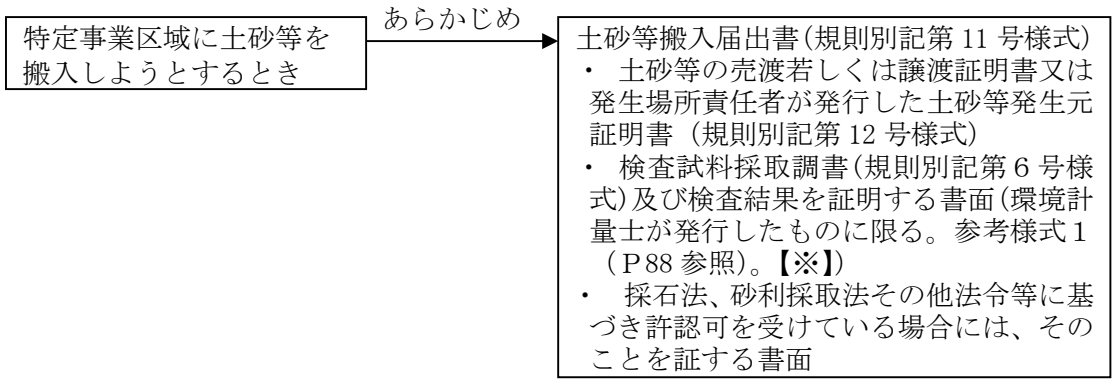

【※】ただし、搬入土砂の総量が 10 ㎥未満の場合、特定事業者が知事に土砂等の搬入を届け出る際に、検査結果を証する書面を省略することができます。

(2) 着手報告（条例第 28 条）

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して 10 日以内に、特定事業着手報告書（規則別記第 13 号様式）を知事に提出してください。（P61 に記載例）

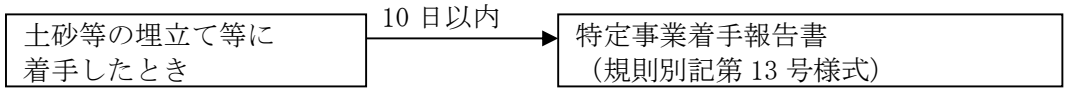

(3) 変更許可又は届出（条例第 24 条、第 25 条）

特定事業の計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書（規則別記第９号様式、P57 に記載例）を知事に提出し、知事の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更をしようとするときは、特定事業変更届出書（規則別記第 10 号様式、P58 に記載例）を知事に提出してください。

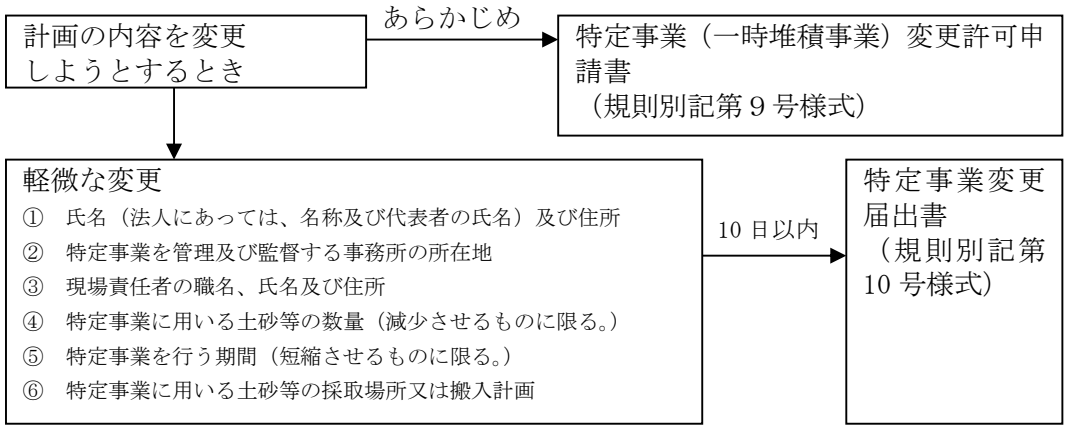

(4) 完了又は廃止の届出（条例第 32 条第１項）

許可に係る特定事業を完了した場合にあっては完了した日から起算して 15 日以内に、特定事業を廃止した場合にあっては廃止した日から起算して 30 日以内に、特定事業完了（廃止）届出書（規則別記第 16 号様式、P65 に記載例）を知事に提出してください。あわせて使用された土砂等の量の報告も行ってください。

(5)　休止又は再開の届出（条例第 32 条第１項、第２項、第８項）

許可に係る特定事業を２月以上休止したとき又は２月以上休止しようとするとき、又は休止の届出をした者が特定事業を再開しようとするときは、特定事業休止（再開）届出書（規則別記第 17 号様式、P66 に記載例）を知事に提出してください。

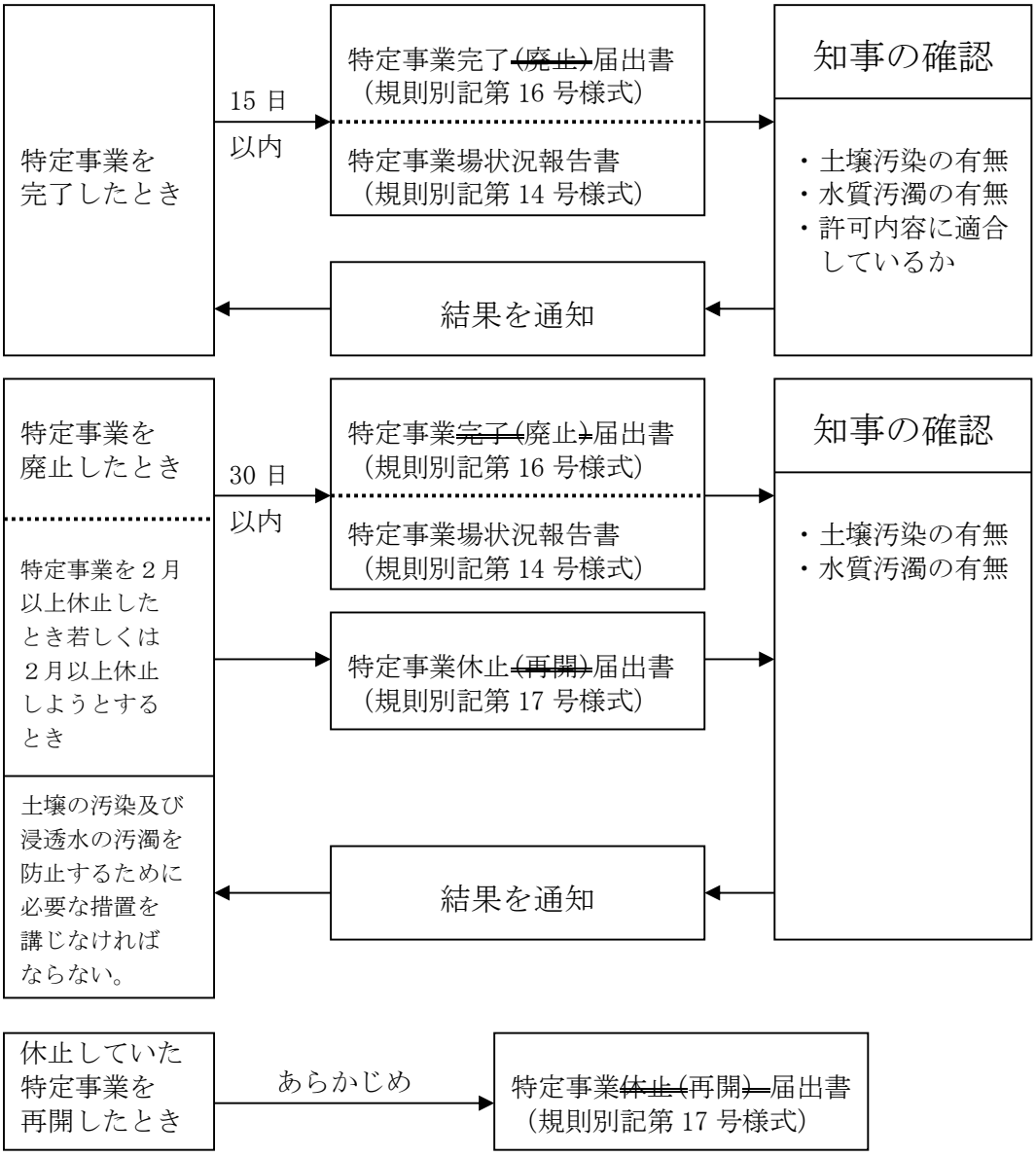

(6)　地位の承継の届出（条例第 33 条）

特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して 30 日以内に、特定事業承継届出書（規則別記第 18 号様式、P67 に記載例）にその事実を証明する書面を添付して知事に提出してください。

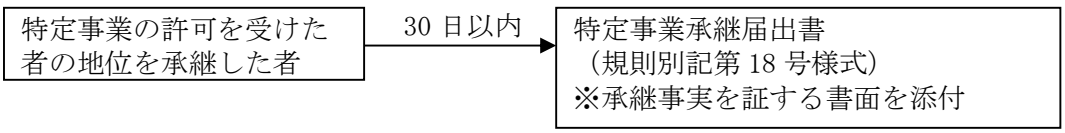

２　定期報告等

特定事業の許可を受けた者は、特定事業を施工している間、次のとおり報告等を行ってください。なお、条例第 38 条の規定に基づき、別途、知事が報告を求めることがあります。

(1)　土砂等の管理簿の作成と保存（条例第 27 条）

特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、土砂等管理簿（管理台帳の様式：要綱様式第 10 号）を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録するとともに、当該特定事業を完了し、廃止し又は当該特定事業許可を取り消された日の翌日から起算して５年間保管しなければなりません。

(2)　特定事業に使用された土砂等の量の報告（条例第 29 条）

①　報告の時期

(ｱ)　特定事業を開始した日から起算して６月ごとに当該６月を経過した日から起算して３週間以内に知事に報告してください。

(ｲ)　特定事業を完了し、又は廃止したときは、特定事業完了（廃止）届出書とあわせて報告してください。

②　特定事業場状況報告書（規則別記第 14 号様式、Ｐ60 に記載例）

(ｱ)　報告に係る期間内に使用された土砂等の量について報告してください。

(ｲ)　特定事業場状況報告書には、報告に係る期間の最後の日前１週間以内に撮影した特定事業区域の写真、土砂等の搬入元に関する書類その他知事が必要と認める書類を添付してください。

使用された土砂等の量の報告　→（６月ごと）→　特定事業場状況報告書（規則別記第 14 号様式）
※特定事業区域の写真
※土砂の搬入元に関する書類
※その他知事が必要と認める書類　を添付

(3)　水質検査等の結果報告（条例第 30 条）

①　報告の時期

(ｱ)　特定事業を開始した日から起算して６月ごとに当該６月を経過した日から起算して３週間以内に知事に報告してください。

(ｲ)　特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から起算して３月ごとに当該３月を経過した日から起算して３週間以内に報告してください。

②　特定事業水質・土壌検査報告書（規則別記第 15 号様式、Ｐ62 に記載例）

(ｱ)　土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査を行い、報告してください。

(ｲ)　報告書には、水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（規則別記第６号様式、Ｐ55 に記載例）及び当該検査の結果を証する書面（環境測量士が発行したものに限る。）を添付してください。

(ｳ)　気象条件その他やむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、当該特定事業区域内の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができます。

水質検査等の実施・報告　→（特定事業　６月ごと／一時堆積事業　３月ごと）→　特定事業水質・土壌検査報告書（規則別記第 15 号様式）
※採取した地点の位置図及び現場写真
※検査試料採取調書（規則別記第６号様式）
※検査結果を証する書面
を添付

(4)　完了・廃止時の報告（条例第 32 条）

①　特定事業完了又は廃止届出書を提出した後に特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行い、知事が別に指定する日に知事に特定事業水質・土壌検査報告書（規則別記第 15 号様式）を提出してください。

　水質検査及び土壌検査のための試料採取に当たっては、知事が指定する職員の立会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日に行ってください。

②　水質検査について①の報告書を提出する期限が、６月ごとの水質検査の時期から起算して３月を経過する日前に到来する場合は６月ごとの水質検査を省略できます。

３　施工管理上の留意点

(1)　標識の掲示（条例第 31 条第１項）

　特定事業場の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ 90 センチメートル以上の標識を掲げてください。（要綱様式第 11 号、Ｐ82 に記載例）

①　許可年月日及び許可番号
②　許可の期間
③　特定事業の目的
④　特定事業場の所在地
⑤　特定事業を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号
⑥　特定事業を管理及び監督する事務所の所在地及び電話番号
⑦　現場責任者の氏名
⑧　特定事業に用いる土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）
⑨　特定事業を行う期間
⑩　特定事業区域の面積
⑪　特定事業場の見取図

(2)　境界の標示（条例第 31 条第２項）

　特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、境界標を設置してその境界を明らかにしてください。ただし、擁壁、側溝その他の構築物により境界を明らかにすることができる場合は、この限りではありません。

(3)　関係書類の閲覧等（条例第 36 条）

①　特定事業を施工する事務所において、特定事業が施工されている間、知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供してください。

②　特定事業について、完了若しくは廃止の届出をした日又は許可の取消しを受けた日の翌日から起算して５年間、知事に提出した書類の写しを保存してください。

第４部　資料編

Ⅰ．水質検査・土壌検査における留意点

産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第 11 条第６項、第 20 条第４項及び第 21 条第４項の規定による特定事業の許可に係る水質検査及び土壌検査の実施における留意点について

１　事業開始前（許可申請時）から完了（廃止）までの検査一覧

検査の実施時期等		検 査 の 内 容	備　　考
申　　請　　前		特定事業区域内の表土の土壌検査（１haを超える場合は、１ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。）	許可申請時に検査結果を証する書面を添付
施工中	土砂等の搬入前	搬入する土砂等の土壌検査（規則第16条第４項第１号から第４号までに該当する場合を除く）	採取場所ごと、かつ4,000m^3ごとに必要な土砂等搬入届に検査結果を証する書面を添付
	特定事業を開始した日から６ヶ月（一時堆積事業は３ヶ月）ごと	特定事業区域内の浸透水の水質検査（水質検査が実施できない場合は、土壌検査）	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付
完了（廃止時）		特定事業区域内の浸透水の水質検査	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付
		特定事業区域内の表土の土壌検査（１haを超える場合は、１ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。）	

２　水質検査及び土壌検査の試料採取について

水質検査及び土壌検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行わなければなりません。これは、計量証明を行う者（計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条の規定による濃度の計量証明登録事業者（以下「証明事業者」））が試料採取を外注した場合であっても、その業務を受注した者に対して、自らが行うのと同等の適切な方法で行わせ、その行為の責任を当該証明事業者が負うものとして計量証明が行われる場合を含みます。

３　水質又は土壌検査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る。）について

(1)　証明事業者自らが試料の採取から分析を行った場合は、その検査結果について環境計量士が発行した検査結果を証明する書面又は証明事業者が発行する計量証明書とします。

(2)　証明事業者が、試料の採取を外注した場合は、証明事業者が発行する計量証明書とします。

(3)　次の場合の計量証明書は、水質検査又は土壌検査の結果を証する書面とはみなしません。

・持ち込みサンプルである場合（証明事業者が試料の採取に関知していない場合）

・試料採取が証明事業者の計量管理下にあると認められない場合

４　土壌検査の試料採取方法について

(1)　特定事業区域における土壌検査

（条例第 20 条､第 30 条　規則第 11 条､第 21 条関係）

１ヘクタール以下の場合は１区域、１ヘクタールを超える場合は、特定事業区域を１ヘクタール以内の区域に等分し、等分された区域ごとに試料を採取します。

試料は、原則として、区域ごとに任意に５地点を決め、その５地点から採取された土砂等を混合します。５地点の選定に当たっては、区域内の状況を代表する地点とし、偏りのないようにします。

深さは、表層（地表から５センチメートル）と５センチメートルから 50 センチメートルまでの土砂等を同じ重量混合します。

ただし、第１種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則第４条第３項第２号イに規定する）にかかるもの及び 1, 4-ジオキサンについては、代表的な地点１地点において、50 センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとします。

なお、条例第 30 条ただし書きの水質検査に代える土壌検査についての試料採取深さは、上記を原則とします。

(2)　特定事業区域へ搬入する土砂等の土壌検査

（条例第 26 条　規則第 16 条関係）

土砂等の発生場所ごとに、かつ、4,000 立方メートルまでごとに１回採取します。

試料は､原則として､任意に５地点を決め､その５地点から採取された土砂等を混合します。深さは、50 センチメートルまでのものとします。ただし、第１種特定有害物質に係るもの及び 1, 4-ジオキサンについては、代表的な地点１地点において、50 センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとします。

５　一時堆積事業の場合における土壌検査の免除について

一時堆積事業については、特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合（表土がコンクリート等で被覆されている場合）にあっては、申請前の特定事業区域の表土の土壌検査が免除されます。

第５部　土砂等の埋立て等の許可に関する様式について

Ⅰ．条例関係の様式一覧表

	区分	様式番号	条例	規則	様式の名称	様式	記載例
条例施行規則	産業廃棄物の保管関係	規則別記第１号様式	条 7	規 3-1	産業廃棄物保管届		
		規則別記第２号様式	条 9-1	規 4-1	産業廃棄物保管変更届		
		規則別記第３号様式	条 9-2	規 4-2	産業廃棄物保管者氏名等変更届		
		規則別記第４号様式	条 10	規 5	産業廃棄物保管廃止届		
	土砂等の埋立て等関係	**規則別記第５号様式**	**条 20-1**	**規 11-1**	**特定事業許可申請書（※別紙あり）**	**P30**	**P53**
		規則別記第６号様式	**条 20-1, 2 条 26 条 30-3**	**規 11-2, 4 規 16-2 規 22-2**	**検査試料採取調書**	**P33**	**P55**
		規則別記第７号様式	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**特定事業許可申請に係る申告書**	**P34**	
		規則別記第７号様式の２	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**誓約書（法人用）**	**P35**	
		規則別記第７号様式の３	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**誓約書（個人用）**	**P36**	
		規則別記第８号様式	**条 20-2**	**規 11-3**	**一時堆積事業許可申請書**	**P37**	**P56**
		規則別記第９号様式	**条 24-2**	**規 15-1**	**特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書**	**P39**	**P57**
		規則別記第 10 号様式	**条 25**	**規 15-2**	**特定事業変更届出書**	**P41**	**P58**
		規則別記第 11 号様式	**条 26**	**規 16-1**	**土砂等搬入届出書**	**P42**	**P59**
		規則別記第 12 号様式	**条 26**	**規 16-2**	**土砂等発生元証明書**	**P43**	**P60**
		規則別記第 13 号様式	**条 28**	**規 18**	**特定事業着手報告書**	**P44**	**P61**
		規則別記第 14 号様式	**条 29**	**規 19**	**特定事業場状況報告書（※別紙あり）**	**P45**	**P62**
		規則別記第 15 号様式	**条 30-3**	**規 22-1**	**特定事業水質・土壌検査報告書**	**P47**	**P64**
		規則別記第 16 号様式	**条 32-1**	**規 24-1**	**特定事業完了（廃止）届出書**	**P48**	**P65**
		規則別記第 17 号様式	**条 32-1, 2, 7**	**規 24-2, 3**	**特定事業休止（再開）届出書**	**P49**	**P66**
		規則別記第 18 号様式	**条 33-2**	**規 25**	**特定事業承継届出書**	**P50**	**P67**
		規則別記第 19 号様式	**条 39-2**	**規 26**	**立入検査の身分証明書**	**P51**	
様式要綱	産廃保管関係	要綱様式第１号	条 7	規 3-2-6	産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書		
		要綱様式第２号	条 11	規 6-1	産業廃棄物保管に係る搬入搬出管理簿		
	土砂等の埋立て等関係	**要綱様式第３号**	**条 20-1**	**規 11-2**	**特定事業区域内土地使用同意書**	**P70**	
		要綱様式第４号	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**特定事業区域内施工同意書**	**P71**	
		要綱様式第５号	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**資産に関する調書**	**P72**	
		要綱様式第６号	**条 20-2**	**規 11-4**	**特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書**	**P73**	
		要綱様式第７号	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書**	**P74**	
		要綱様式第８号の１	**条 20-1**	**規 11-2**	**特定事業計画概要書**	**P75**	
		要綱様式第８号の２	**条 20-2**	**規 11-4**	**一時堆積事業計画概要書**	**P76**	
		要綱様式第８号の３	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**別紙『施工計画書』**	**P77**	
		要綱様式第８号の４	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**別紙『工程表』**	**P78**	
		要綱様式第８号の５	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**別紙『特定事業場に係る土地の明細表』**	**P79**	
		要綱様式第８号の６	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**別紙『工事の経歴等及び資金計画書』**	**P80**	
		要綱様式第８号の７	**条 20-1, 2**	**規 11-2, 4**	**別紙『関係法令等の許認可等一覧表』**	**P81**	
		要綱様式第９号	**条 20-2**	**規 11-4**	**一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書**	**P82**	
		要綱様式第 10 号	**条 27**	**規 17**	**土砂等管理台帳**	**P83**	
		要綱様式第 11 号	**条 31-1**	**規 23**	**土砂等の埋立て等に関する標識**	**P84**	**P86**
参考様式		**参考様式１**	**条 20-1 条 26 条 30-1, 2**	**規 11-2 規 16-2 規 22-2**	**土壌検査結果証明書（参考）**	**P88**	
		参考様式２	**条 30-1, 2**	**規 22-2**	**水質検査結果証明書（参考）**	**P89**	

Ⅱ．条例施行規則に定める様式について

１　様式

【別記第５号様式】特定事業許可申請書（※別紙あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
【別記第６号様式】検査試料採取調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P33
【別記第７号様式】特定事業許可申請に係る申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34
【別記第７号様式の２】誓約書（法人用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35
【別記第７号様式の３】誓約書（個人用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36
【別記第８号様式】一時堆積事業許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37
【別記第９号様式】特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書・・・・・・・・・・・・P39
【別記第 10 号様式】特定事業変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41
【別記第 11 号様式】土砂等搬入届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P42
【別記第 12 号様式】土砂等発生元証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43
【別記第 13 号様式】特定事業着手報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P44
【別記第 14 号様式】特定事業場状況報告書（※別紙あり）・・・・・・・・・・・・・・・P45
【別記第 15 号様式】特定事業水質・土壌検査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47
【別記第 16 号様式】特定事業完了（廃止）届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P48
【別記第 17 号様式】特定事業休止（再開）届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P49
【別記第 18 号様式】特定事業承継届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50
【別記第 19 号様式】立入検査の身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P51

別記第５号様式（第 11 条関係）

特定事業許可申請書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名：　　氏名： 住所：	
特定事業区域の所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積　　㎡ うち特定事業区域の面積　　㎡
特定事業を施工する事務所の所在地	（電話番号）	
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	氏名： 住所：	
特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画	別紙のとおり	
特定事業を行う期間	年　月　日～　年　月　日	
土砂等への廃棄物の混入の防止措置		
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業完了後の跡地に関する事項		

備考

１　「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

２　「特定事業完了後の跡地に関する事項」欄について、跡地利用計画がない場合にあっては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

添付書類

1　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
2　特定事業区域の面積を明らかにした求積図
3　特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
4　特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
5　特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
6　申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
7　特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
8　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
9　特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書
10　直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
11　特定事業許可申請に係る申告書
12　誓約書
13　その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別紙

特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等				
	予定量 m^3	最大日量 m^3	搬入期間	搬入時間	備考
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	

搬出先・搬出先事業者名	搬出計画等				
	予定量 m^3	最大日量 m^3	搬出期間	搬出時間	備考
			～	～	
			～	～	

注　備考欄には、運搬事業者、１日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること。

別記第６号様式（第 11 条、第 16 条、第 22 条関係）

検査試料採取調書

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

採取者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

別添土壌検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	
検体区分	土砂等（表土・搬入・定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採取年月日	年　　月　　日
採取日の天候	
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	

備考　試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第７号様式（第 11 条関係）

特定事業許可申請に係る申告書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定事業許可申請に際し、申請者の欠格事項について以下のとおり申告します。なお、この内容について、変更が必要となるに至ったときは、速やかに申し立てます。

〔いずれかに○印をつけること。なお、虚偽の申告をした場合には、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 34 条第１項第３号の規定により、許可を取り消すことがある。〕

事　　項 役員等、法定代理人、使用人及び親子会社等の欄は、該当者がいる場合、該当に○印をし、以下について申告すること。		申請者	役員等 該　当 非該当	法　定 代理人 該　当 非該当	使用人 該　当 非該当	親　子 会社等 該　当 非該当
①	条例第 17 条第２項若しくは第３項又は第 35 条第１項若しくは第２項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
②	条例第 34 条第１項各号（第７号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例（平成７年和歌山県条例第 52 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から３年を経過しない者を含む。）	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
③	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
④	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。第 32 条の３第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
⑤	土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
⑥	条例第 34 条第１項の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
⑦	土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者 ※ただし、上記①及び⑥を除く。	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当
⑧	土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる状態のまま放置している者	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当	該　当 非該当

備考

１　役員等

法人における役員等。業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者。相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含む。

２　法定代理人

申請者が未成年であって、親権者又は未成年後見人（１に該当する者を除く。）

３　使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者（１及び２に該当する者を除く。）

ａ　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

ｂ　ａに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

４　親子会社等

申請者を除く次に掲げる者（１から３までに該当する者を除く。）

ａ　申請者と会社法上の親会社又は子会社の関係にある法人

ｂ　申請者（法人にあっては、その代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体である場合に限る。）

ｃ　申請者（法人にあっては、その代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（実質的に同一主体である場合に限る。）

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第７号様式の２（第１１条関係）

誓　約　書　（法人用）

当法人（当社）は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成２０年和歌山県条例第４９号。以下「条例」という。）第１９条又は第２４条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）となっている事業者

(2)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した事業者

(3)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた事業者

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している事業者

(5)　下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した事業者

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

住所

名称

代表者職氏名

別記第７号様式の３（第１１条関係）

誓　約　書　（個人用）

私は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成２０年和歌山県条例第４９号。以下「条例」という。）第１９条又は第２４条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2)　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した者

(3)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者

(5)　下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した者

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

住所

氏名

別記第８号様式（第 11 条関係）

一時堆積事業許可申請書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名：　　氏名： 住所：	
特定事業区域の所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積　　㎡ うち特定事業区域の面積　　㎡
特定事業を施工する事務所の所在地	（電話番号）	
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	氏名： 住所：	
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）	別紙のとおり	
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量　　㎥ （１日平均　　㎥） 搬出予定量　　㎥ （１日平均　　㎥）	
一時堆積事業を行う期間	年　月　日～　年　月　日	
土砂等への廃棄物の混入の防止措置		
特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	別紙図面のとおり	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

添付書類

1　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
2　特定事業区域の面積を明らかにした求積図
3　特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
4　特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
5　申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
6　特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
7　特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
8　特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
9　特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
10　直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
11　特定事業許可申請に係る申告書
12　誓約書
13　その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別記第９号様式（第 15 条関係）

特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　月　　日付け和歌山県指令　第　　号で許可を受けた事項について変更したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 24 条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号等	年　　月　　日　　第　　号	
変更した事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

（日本産業規格Ａ列４番）

次に掲げる書類のうち添付している書類について、〇印を付すること。

Ⅰ　特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合

1　申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

2　特定事業区域の面積を明らかにした求積図

3　特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図

4　特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）

5　特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

6　申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類

7　特定事業区域内の土地について、当該特定事業区域に係る特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類

8　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

9　特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書

10　直近３年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書

11　特定事業許可申請に係る申告書

12　誓約書

13　その他知事が必要と認める書類

Ⅱ　特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合

1　Ⅰの１から３まで、５から７まで及び10から12までに掲げる書類

2　特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図

3　特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、Ⅰの８に掲げる書類

4　特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前及び完了時の状況が確認できるものに限る。）

5　その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別記第 10 号様式（第 15 条関係）

特定事業変更届出書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　月　　日付け和歌山県指令　第　　号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 25 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項の内容	変　更　後	変　更　前
変　更　の　理　由		

添付書類

1　特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあっては、住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

2　特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の量を減少させるものに限る。）を変更する場合にあっては、土砂等の量を計算した計算書

備考　特定事業の変更があった日から起算して 10 日以内に届け出ること。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第11号様式（第16条関係）

土砂等搬入届出書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　月　　日付け和歌山県指令　第　　号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第26条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 m^3 （うち今回の搬入量　　m^3）
土砂等の搬入期間	年　月　日～　年　月　日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	

添付書類

1　土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書

2　検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第４項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これら書面の添付を省略することができる。

3　産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第４項第２号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第 12 号様式（第 16 条関係）

土砂等発生元証明書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

発生元事業者

責任者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	工事施工期間	年　月　日～　年　月　日
当該工事に係る土砂等の発生量		㎥ （うち今回の搬入量　㎥）
今回の証明に係る土砂等の量		㎥（4,000 ㎥以内）
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		有　・　無
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第13号様式（第18条関係）

特定事業着手報告書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

土砂等の埋立て等に着手したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第28条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号等	年　月　日　　第　号
特定事業の施工期間	年　月　日～　　年　月　日
着手年月日	年　月　日
土砂等搬入届出書の提出年月日	年　月　日

備考　特定事業に着手した日から起算して10日以内に報告すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第 14 号様式（第 19 条関係）

特定事業場状況報告書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の不適正処理防止に関する条例第 29 条の規定により、特定事業場の状況を次のとおり報告します。

許可番号等	年　月　日　第　号
特定事業区域の面積（一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。）	㎡（うち実施済面積　㎡）
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	㎥
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量	搬入量　㎥
	搬出量　㎥
今回の報告に係る期間	年　月　日～　年　月　日

備考　特定事業を開始した日から起算して６月ごとに当該６月を経過した日から起算して３週間以内に報告すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙

採取場所・工事名等	搬入予定量 m^3	前回累計量 m^3	今回報告量 m^3	累計量 m^3	備考

別記第15号様式（第22条関係）

特定事業水質・土壌検査報告書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第30条第3項の規定により、水質検査（土壌検査）の結果を次のとおり報告します。

許可番号等	年　　月　　日　　第　　号
検査の区分	水　質　・　土　壌
検査試料採取場所	別添書類及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	年　　月　　日
検査結果	別添のとおり

備考

1　不要な部分を線で消すこと。

2　計量証明における試料採取は、計量証明を行う者の計量管理の下で行うこと。

3　次に掲げる書類を添付すること。

(1)　水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真

(2)　水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書

(3)　水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第16号様式（第24条関係）

特定事業完了（廃止）届出書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定事業を完了（廃止）したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年　　月　　日　　第　　号
完了（廃止）年月日等	計画期間 年　　月　　日～　　年　　月　　日 完了（廃止）年月日 年　　月　　日
検査希望日	年　　月　　日
完了（廃止）した特定事業区域の構造	別添のとおり

備考

1　不要な部分を線で消すこと。

2　特定事業を完了した場合にあっては、完了した日から起算して15日以内、特定事業を廃止した場合にあっては、廃止した日から起算して30日以内に届け出ること。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第17号様式（第24条関係）

特定事業休止（再開）届出書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定事業を｛２月以上休止する／２月以上休止した／再　開　す　る｝ので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第32条｛第１項／第２項／第８項｝の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年　月　日　第　号
休止（再開）年月日等	計画期間　年　月　日～　年　月　日 休止（再開）年月日　年　月　日 休止期間　年　月　日～　年　月　日
特定事業の休止の場合にあっては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	㎡

備考　不要な部分を線で消すこと。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第 18 号様式（第 25 条関係）

特定事業承継届出書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第１項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 33 条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号 等	年　　月　　日　　第　　号
承継前の事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年　　月　　日
添付書類 １　地位の承継の事実を証する書面 ２　地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） ３　工事の経歴等及び資金計画書	

備考　特定事業の許可を受けた者の地位を承継した日から起算して 30 日以内に届け出ること。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第19号様式（第26条関係）

（表）

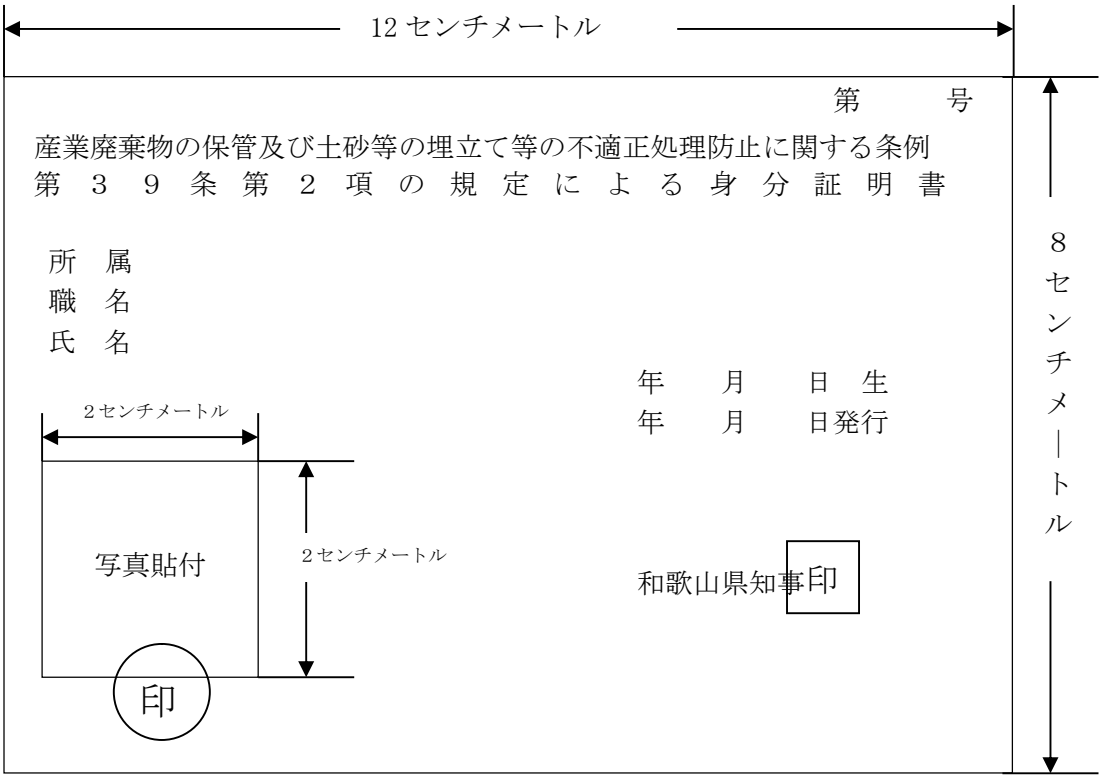

（裏）

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（抜粋）

（報告の徴収）

第38条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物の保管をする者又は土砂等の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、産業廃棄物の保管又は土砂等の埋立て等に関し必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第39条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の保管をする者若しくは土砂等の埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の保管若しくは土砂等の埋立て等に係る土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の保管又は土砂等の埋立て等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物及び土砂等を無償で収去させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第45条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)から(8)まで　（略）

(9)　第38条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(10)　第39条第１項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

２　様式の記載例

【別記第５号様式】特定事業許可申請書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P53
【別記第６号様式】検査試料採取調書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P55
【別記第８号様式】一時堆積事業許可申請書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P56
【別記第９号様式】特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書（記載例）・・・・P57
【別記第 10 号様式】特定事業変更届出書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P58
【別記第 11 号様式】土砂等搬入届出書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P59
【別記第 12 号様式】土砂等発生元証明書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P60
【別記第 13 号様式】特定事業着手報告書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P61
【別記第 14 号様式】特定事業場状況報告書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P62
【別記第 15 号様式】特定事業水質・土壌検査報告書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・P64
【別記第 16 号様式】特定事業完了（廃止）届出書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・P65
【別記第 17 号様式】特定事業休止（再開）届出書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・P66
【別記第 18 号様式】特定事業承継届出書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P67

別記第５号様式（第 11 条関係）

特定事業許可申請書

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
申請者　　和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　０７３－〇〇〇―△△△△

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名：**管理課長**　　氏名：**和歌山　次郎** 住所：**〇〇市△△町□□丁目◇◇番地**	
特定事業区域の所在地及び面積	所在地 **〇〇市〇〇町〇〇番地** **ほか３筆**	特定事業場の面積　　**６，０００㎡** うち特定事業区域の面積　**４，５００㎡**
特定事業を施工する事務所の所在地	**〇〇市〇〇町〇〇番地** （電話番号）**０７３－〇〇〇―△△△△**	
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	氏名：**紀州　一郎** 住所：**〇〇市〇〇町〇〇番地**	
特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画	別紙のとおり	
特定事業を行う期間	**令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日**	
土砂等への廃棄物の混入防止措置	**土砂搬入時における展開検査を実施**	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業完了後の跡地に関する事項	**宅地造成により、住宅分譲地を計画**	

別紙

特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等				
	予定量 ㎥	最大日量 ㎥	搬入期間	搬入時間	備考
A町B字C番ほか A団地造成工事に伴う掘削土砂 A建設（株）	6，000	120	R．． ～ R．．	9:00～ 17:00 日､祭日除く	20台/日 10tﾀﾞﾝﾌﾟ S建設（株）が運搬
D町E字F番 県道D線改良工事に伴う掘削土砂 （株）B土建	3，000	90	R．． ～ R．．	9:00～ 17:00 日､祭日除く	15台/日 10tﾀﾞﾝﾌﾟ 〇〇が運搬
G町H字I番 Gマンション建築に伴う掘削土砂 （株）G組	1，000	60	R．． ～ R．．	9:00～ 17:00 日､祭日除く	10台/日 10tﾀﾞﾝﾌﾟ 〇〇が運搬
			～	～	
			～	～	
			～	～	

搬出先・搬出先事業者名	搬出計画等				
	予定量 ㎥	最大日量 ㎥	搬出期間	搬出時間	搬出土砂等の区分 備考
			～	～	
			～	～	

注　備考欄には、運搬事業者、１日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること。

記載例

別記第６号様式（第 11 条、第 16 条、第 22 条関係）

検査試料採取調書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
採取者　和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　０７３－〇〇〇―△△△△

別添土壌検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	Ａ―１３５７９
検体区分	土砂等（表土・搬入・定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採取年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
採取日の天候	晴れ
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	表土・５～５０ｃｍ（表土の検査の場合） ４５ｃｍ（搬入する土砂等の検査の場合）

備考　試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

別記第８号様式（第 11 条関係）

記載例

一時堆積事業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
申請者　　和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　０７３－〇〇〇－△△△△

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名：管理課長　　氏名：和歌山　次郎 住所：〇〇市△△町□□丁目◇◇番地	
特定事業区域の所在地及び面積	所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 ほか３筆	特定事業場の面積　　４，５００㎡ うち特定事業区域の面積　４，５００㎡
特定事業を施工する事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地 （電話番号）０７３－〇〇〇―△△△△	
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	氏名：紀州　一郎 住所：〇〇市〇〇町〇〇番地	
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）	別紙のとおり	
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量　１０，０００　㎥ （１日平均　５０　㎥） 搬出予定量　１０，０００　㎥ （１日平均　５０　㎥）	
一時堆積事業を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
土砂等への廃棄物の混入防止措置	土砂搬入時における展開検査を実施	
特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	別紙図面のとおり	

備考　「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

別記第９号様式（第 15 条関係）

記載例

特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
申請者　　**和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け和歌山県指令**〇**第**〇〇〇**号で許可を受けた事項について変更したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 24 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号等	**令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号**	
変更した事項の内容	変更後	変更前
特定事業区域の面積	**５，０００平方メートル**	**４，５００平方メートル**
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	**別添のとおり**	**別添のとおり**
変更の理由	**〇〇〇に伴う事業拡張のため**	

記載例

別記第 10 号様式（第 15 条関係）

特定事業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　　**和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け和歌山県指令**〇**第**〇〇〇**号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 25 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項の内容	変　更　後	変　更　前
主たる事務所の所在地	**和歌山県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番地**	**和歌山県〇〇市◇◇町 ◇◇丁目◇◇番地**
変　更　の　理　由	**本社の移転による**	
添付書類 1　特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあっては、住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2　特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の量を減少させるものに限る）を変更する場合にあっては、土砂等の量を計算した計算書		

備考　特定事業の変更があった日から起算して 10 日以内に届け出ること。

別記第 11 号様式（第 16 条関係）

記載例

土砂等搬入届出書

令和〇〇年**〇〇**月**〇〇**日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
届出者　　**和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

令和〇〇年**〇〇**月**〇〇**日付け和歌山県指令**〇**第**〇〇〇**号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 26 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	**和歌山県Ａ郡Ａ町Ａ字Ａ番地ほか**
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 **６，０００㎥** （うち今回の搬入量　**３，０００㎥**）
土砂等の搬入期間	**令和〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日～**令和〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	**和歌山県Ｂ市Ｂ町ＢＢ番地** **Ｂ建設株式会社** **代表取締役　紀州　三郎** **０７３－〇〇〇―◇◇◇◇**

添付書類

1　土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書

2　検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第 16 条第４項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これら書面の添付を省略することができる。

3　産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第 16 条第４項第２号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面

記載例

別記第 12 号様式（第 16 条関係）

土砂等発生元証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
発生元事業者　和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地
責任者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
Ａ建設株式会社　代表取締役　紀伊　三郎
電話番号　０７３－〇〇〇―△△△△

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		和歌山県Ａ郡Ａ町Ａ字Ａ番地ほか
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	Ａ団地造成工事
	発注者	和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地 Ａ建設株式会社　代表取締役　紀伊　三郎
	工事施工期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
当該工事に係る土砂等発生量		１０，０００㎥ （うち今回の搬入量　６，０００㎥）
今回の証明に係る土砂等の量		３，０００㎥（4,000 ㎥以内）
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		（有）・無
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		和歌山県Ｂ市Ｂ町ＢＢ番地 Ｂ建設株式会社 代表取締役　紀州　三郎 ０７３－〇〇〇―◇◇◇◇
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役　和歌山　太郎 ０７３－〇〇〇―△△△△

記載例

別記第 13 号様式（第 18 条関係）

特定事業着手報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
報告者　　和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　０７３－〇〇〇―△△△△

土砂等の埋立て等に着手したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 28 条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号等	令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号
特定事業の施工期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等搬入届出書の提出年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考　特定事業に着手した日から起算して 10 日以内に報告すること。

記載例

別記第 14 号様式（第 19 条関係）

特定事業場状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
報告者　　和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　０７３－〇〇〇－△△△△

産業廃棄物の保管及び土砂等の不適正処理防止に関する条例第 29 条の規定により、特定事業場の状況を次のとおり報告します。

許可番号等	令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号
特定事業区域の面積（一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。）	４，５００㎡ （うち実施済面積３，０００㎡）
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	５，０００㎥
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量	搬入量　　㎥ 搬出量　　㎥
今回の報告に係る期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考　特定事業を開始した日から起算して６月ごとに当該６月を経過した日から起算して３週間以内に報告すること。

別紙

採取場所・工事名等	搬入予定量 ㎥	前回累計量 ㎥	今回報告量 ㎥	累計量 ㎥	備考
A団地造成工事	6，000	1，500	2，000	3，500	
県道D線改良工事	3，000	500	500	1，000	
Cマンション建築	1，000	0	500	500	
合　計	10，000	2，000	3，000	5，000	

記載例

別記第 15 号様式（第 22 条関係）

特定事業水質・土壌検査報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
報告者　　**和歌山県ＡＡ市ＡＡ町ＡＡ番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 30 条第 3 項の規定により、水質(土壌検査)の検査結果を次のとおり報告します。

許可番号等	**令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号**
検査の区分	水　質 ~~・　土　壌~~
検査試料採取場所	別添書類及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	**令和〇〇年〇〇月〇〇日**
検査結果	別添のとおり

備考

1　不要な部分を線で消すこと。
2　計量証明における試料採取は、計量証明を行う者の計量管理の下で行うこと。
3　次に掲げる書類を添付すること。
(1)　水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
(2)　水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
(3)　水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

別記第16号様式（第24条関係）

記載例

特定事業完了~~（廃止）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　　**和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

特定事業を完了~~（廃止）~~したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	**令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号**
完了（廃止）年月日等	計画期間　　**令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日** 完了~~（廃止）~~年月日　　**令和〇〇年〇〇月〇〇日**
検査希望日	**令和〇〇年〇〇月〇〇日**
完了（廃止）した特定事業区域の構造	別添のとおり

備考
1　不要な部分を線で消すこと。
2　特定事業を完了した場合にあっては、完了した日から起算して15日以内、特定事業を廃止した場合にあっては、廃止した日から起算して30日以内に届け出ること。

記載例

別記第17号様式（第24条関係）

特定事業休止~~（再開）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　　**和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎
電話番号　**０７３－〇〇〇－△△△△**

特定事業を { ２月以上休止する / ~~２月以上休止した~~ / ~~再開する~~ } ので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第32条 { ~~第１項~~ / 第２項 / ~~第８項~~ } の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	**令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号**
休止~~（再開）~~年月日等	計画期間　**令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日** 休止~~（再開）~~年月日　　**令和〇〇年〇〇月〇〇日** 休止期間　**令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日**
特定事業の休止の場合にあっては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	㎡

備考　不要な部分を線で消すこと。

別記第 18 号様式（第 25 条関係）

記載例

特定事業承継届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事　〇〇〇〇　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　　**和歌山県〇〇市◇◇町△△番地**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
◇◇株式会社　代表取締役　和歌山　次郎
電話番号　**０７３－〇〇〇―△△△△**

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第１項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 33 条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	**令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令〇第〇〇〇号**
承継前の事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） **和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） **〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎**
承継の理由	合併による
承継年月日	**令和〇〇年〇〇月〇〇日**
添付書類 １　地位の承継の事実を証する書面 ２　地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） ３　工事の経歴等及び資金計画書	

備考　特定事業の許可を受けた者の地位を承継した日から起算して 30 日以内に届け出ること。

Ⅲ．様式要綱に定める様式について

１　様式に関する要綱について

条例施行規則に規定する様式だけでなく、必要な書類について、要綱でその様式を定めています。下記の様式に関する要綱を参照にして、必要な書類の作成等をしてください。

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成 20 年和歌山県規則第 73 号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な様式を定めるものとする。

（様式）

第２条　規則の施行に関し、必要な様式は次の表のとおりとする。

様式番号	様式名称	規則関係条項
第１号及び第２号　略		
第３号	特定事業区域内土地使用同意書	第11条第２項
第４号	特定事業区域内施工同意書	第11条第２項及び第４項
第５号	資産に関する調書	第11条第２項及び第４項
第６号	特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書	第11条第４項
第７号	特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書	第11条第２項及び第４項
第８号の１	特定事業計画概要書	第11条第２項
第８号の２	一時堆積事業計画概要書	第11条第４項
第８号の３	別紙「施工計画書」	第11条第２項及び第４項
第８号の４	別紙「工程表」	第11条第２項及び第４項
第８号の５	別紙「特定事業場に係る土地の明細表」	第11条第２項及び第４項
第８号の６	別紙「工事の経歴等及び資金計画書」	第11条第２項及び第４項
第８号の７	別紙「関係法令等の許認可等一覧表」	第11条第２項及び第４項
第９号	一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書	第11条第４項
第10号	土砂等管理台帳	第17条
第11号	土砂等の埋立て等に関する標識	第23条

２　要綱に係る様式

【要綱様式第３号】特定事業区域内土地使用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P70
【要綱様式第４号】特定事業区域内施工同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P71
【要綱様式第５号】資産に関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P72
【要綱様式第６号】特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書・・・・・・P73
【要綱様式第７号】特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書・・・・・・P74
【要綱様式第８号の１】特定事業計画概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P75
【要綱様式第８号の２】一時堆積事業計画概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P76
【要綱様式第８号の３】別紙『施工計画書』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P77
【要綱様式第８号の４】別紙『工程表』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P78
【要綱様式第８号の５】別紙『特定事業場に係る土地の明細表』・・・・・・・・・・P79
【要綱様式第８号の６】別紙『工事の経歴等及び資金計画書』・・・・・・・・・・・・P80
【要綱様式第８号の７】別紙『関係法令等の許認可一覧表』・・・・・・・・・・・・・・P81
【要綱様式第９号】一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書・・・・・・・・・・・・・P82
【要綱様式第 10 号】土砂等管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P83
【要綱様式第 11 号】土砂等の埋立て等に関する標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P84

様式第３号（規則第 11 条関係）

特定事業区域内土地使用同意書

（特定事業許可申請者）　　の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	公簿面積	利用期間	備　考

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、　　年　　月　　日に特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

1　事業を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
2　特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置及び面積
3　特定事業に供する施設の設置計画
4　特定事業を施工する事務所の所在地
5　特定事業の施工を管理する者の氏名
6　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
7　特定事業に使用される土砂等の量
8　特定事業の施工期間
9　特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
10　特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画
11　特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
12　土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

権利者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第４号（規則第 11 条関係）

特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業（一時堆積事業）許可申請者　　の施工に係る特定事業（一時堆積事業）については、異議がないので、その施工に同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、　　年　　月　　日に特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

権利者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

所在及び地番	地目	公簿面積	権利の種類	施工期間	備考

備考

１　「権利の種類」欄には、賃借権、地上権その他開発行為の妨げとなる権利を記載すること。

２　権利を共有している場合には、その旨を備考欄に記載すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第５号（規則第 11 条関係）

資産に関する調書

年　　月　　日現在

項　　目		金　　額（円）	摘　　要
資産	現金預金 受取手形 売掛金 土　　地 建　　物 車輌運搬具 器具備品 有価証券 その他		
	合　計		
負債	借入金 支払手形 買掛金 未払金 その他		
	合　計		

備考

１　この調書は、申請者が個人の場合にのみ必要です。

２　土地、建物、車輌運搬具、器具備品等については、申請者が時価で評価してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第６号（規則第 11 条関係）

特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書

（特定事業許可申請者）　　の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	公簿面積	利用期間	備　考

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、　　年　　月　　日に特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

１　事業を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
２　特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置及び面積
３　特定事業に供する施設の設置計画
４　特定事業を施工する事務所の所在地
５　特定事業の施工を管理する者の氏名
６　特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
７　一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
８　特定事業場の構造
９　特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置
10　特定事業の施工期間
11　特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
12　特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画
13　特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
14　土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

権利者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第７号（規則第 11 条関係）

特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

権利者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

（特定事業許可申請者）　　に対し、次のとおり、特定事業に供する施設として土地を使用することについて同意します。

なお、特定事業許可申請者から、　　年　　月　　日に特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

１　特定事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

２　特定事業場の所在地

３　土地の使用に同意する期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　土地の一覧

所在及び地番	地目	公簿面積	権利の種類	使用目的	備　考
	計				

備考

１　土地の使用に同意する期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意の期間を記載すること。

２　「権利の種類」欄には、所有権、地上権、賃借権その他行為の妨げとなる権利を記載すること。

３　権利を共有している場合には、その旨を備考欄に記載すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の１（規則第 11 条関係）

特定事業計画概要書

<table>
<tr><td>申請者
（担当者）</td><td colspan="3">電話</td><td>設計者
（担当者）</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>開発目的
（跡地利用）</td><td colspan="3"></td><td>事業（施設）
の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">特定事業場

管理する事務所</td><td>面積</td><td colspan="3">（開発区域　　㎡）
特定事業場　　㎡
特定事業区域　　㎡</td></tr>
<tr><td>土量</td><td colspan="3">㎥
（全体計画　　㎥）
１日当たり最大　　㎥</td><td>事業期間</td><td colspan="3">（全体計画は
年　月まで）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">土地利用状況及び計画</td><td rowspan="3">現在</td><td>状況</td><td>森林（㎡）</td><td>農地（㎡）</td><td></td><td></td><td></td><td>計（㎡）</td></tr>
<tr><td>事業場</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業区域</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施工後</td><td>状況</td><td>店舗（㎡）</td><td>駐車場（㎡）</td><td></td><td></td><td></td><td>計（㎡）</td></tr>
<tr><td>事業区域</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全体計画との関係
（登記計画が全体計画でない場合）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺の公共施設（学校、公園、道路等）、家屋、農地等の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">道路及び河川管理者等との協議</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">隣接地及びその境界を保全するための措置</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物の不法投棄等の防止対策</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完了後の施設の管理者及び管理方針</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の２（規則第 11 条関係）

一時堆積事業計画概要書

<table>
<tr><td>申 請 者
（担当者）</td><td colspan="3">電話</td><td>設 計 者
（担当者）</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>施設の名称</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">面　　積</td><td colspan="3">事業場　　㎡</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">事業区域　　㎡</td></tr>
<tr><td>土地の現況</td><td>森林（㎡）</td><td>農地（㎡）</td><td></td><td></td><td></td><td>計（㎡）</td></tr>
<tr><td>特定事業場</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定事業区域</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>周辺の公共施設（学校、公園、道路等）、家屋、農地等の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>道路及び河川管理者等との協議の内容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>隣接地及びその境界を保全するための措置の内容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>廃棄物の不法投棄等の防止対策</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>特定事業に使用される土砂等について採取場所ごとに区分するための措置の内容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の３（規則第 11 条関係）

別紙「施工計画書」

<table>
<tr><td colspan="2">施　工　業　者</td><td>住　　所
氏名又は名称　　電話番号
現場責任者</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用する機械及び使用する資材</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急時の連絡体制</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受け入れ土砂の管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">施工方法・施設の維持管理方法</td><td>準　備　工</td><td></td></tr>
<tr><td>搬入路の新設・改良</td><td></td></tr>
<tr><td>工事中の防災施設</td><td></td></tr>
<tr><td>埋立て等の施行方法</td><td></td></tr>
<tr><td>浸透水を採取するための施設</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺の生活環境の保全対策</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">交通安全対策</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td></td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の４（規則第 11 条関係）

別紙「工程表」

（変更前－黒書　変更後－赤書）

		１年目												２年目												３年目											
工　種	数　量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
備考 （定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期）																																					

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の５（規則第 11 条関係）

別紙「特定事業場に係る土地の明細表」

ＮＯ

特定事業場は「特定事業区域」と「特定事業に供する施設」をあわせた全体の事業区域をいう。

NO	所在地		使用目的	地目（登記）	現況	面積（㎡）		土地所有者の住所及び氏名	同意の取得	妨げとなる権利の種類 権利者の住所・氏名		同意の取得	備考
	市町村・大字・字	地番				登記	実測						
【特定事業区域内の土地】													
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
計		筆											
【特定事業に供する施設に係る土地】													
									有・無			有・無	
									有・無			有・無	
計		筆											
合計		筆											

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の６（規則第 11 条関係）

別紙「工事の経歴等及び資金計画書」

住所（法人にあっては、主たる営業所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

1　工事の経歴等

法人設立年月日		資本金	
前年度納税額（個人は前年）		従業員数	
主たる取引金融機関		法令による登録等	

土砂等の埋立て等に係る工事の経歴

施工箇所	施工者	面積（㎡）	土量（㎥）	法令等の許認可等の年月日及び番号	着工及び完了の年月日

備考

1　法令等による登録等の欄には建設業法第３条の許可を得ていること等について記載すること。

2　土砂等の埋立て等に係る工事の経歴の欄には、行政庁の許可を受けて実施したものについてその経歴を記載すること。

3　定款及び前年度に係る法人事業税の納税証明書（個人の場合は、前年に係る個人事業税の納税証明書）を添付すること。

2　資金計画

区分	項目		金額（千円）	備考
収入	自己資金			
	借入金			
	その他（　　）			
	計			
支出	用地費			
	埋立て等の施工までに必要な準備経費（間接経費含む。）			
		進入路開設・改良		
		防災施設		
		その他（　　）		
	埋立て等に必要な経費（間接経費含む。）			
	計			

備考

1　埋立て等に必要な経費は、盛土、排水施設の設置、法面保護、撤去その他の工事に必要な経費及びこれらに係る間接費の合計（準備経費を除く。）を記載すること。

2　土砂等の埋立て等に必要な経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書を、借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類を添付すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第８号の７（規則第 11 条関係）

別紙「関係法令等の許認可等一覧表」

法令等の名称		必要な手続きの状況
	都市計画法	
	都市再開発法	
	都市緑地法	
	都市公園法	
	土地区画整理法	
	宅地造成及び特定盛土等規制法	
	風致地区内における建築等の規制に関する条例	
	農地法	
	農業振興地域の整備に関する法律	
	土地改良法	
	森林法	
	自然環境保全法	
	和歌山県自然環境保全条例	
	自然公園法	
	和歌山県立自然公園条例	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	河川法	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	建築基準法	
	砂防法	
	地すべり等防止法	
	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
	文化財保護法	
	和歌山県文化財保護条例	
	国有財産法	
	道路法	
	海岸法	
	漁港及び漁場の整備等に関する法律	
	港湾法	
	採石法	
	砂利採取法	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	
	和歌山県環境影響評価条例（環境アセスメント）	
	市町村条例（　　）	
	その他（　　）	

備考

1　許認可等の必要な法令等は左の欄に○を入れること。

2　手続きの状況を記載し、許認可を受けている場合は、当該許認可を受けた年月日、番号、期間を記載すること。

3　事業の実施に必要な他法令の許認可を受けていない場合は、その理由又は経過書を添付すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第９号（規則第 11 条関係）

一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書

土砂等の発生場所 発生元事業者名	搬入計画等				搬出計画等			備考
	予定量 m^3	日平均量 m^3	搬入期間	搬入時間	予定量 m^3	日平均量 m^3	搬出先特定事業場等	
			～	～				
計								

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第10号（規則第17条関係）

土砂等管理台帳（　　年　　月分）

特定事業場の位置	ほか　筆	特定事業許可番号	和歌山県　指令　第　号
		許可の期間	年　月　日～　年　月　日
特定事業場の面積	㎡	使用される土砂等の量	㎥
特定事業区域の面積	㎡	連絡先電話番号	

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名				工事施工期間	年　月　日～　年　月　日
土砂等搬入契約量		土砂等搬入期間	年　月　日 ～　年　月　日	土砂運搬業者	

日付	搬入量（㎥）	発生場所から特定事業場への運搬手段				備考
		陸上輸送			海上輸送	
		発生場所からの直送	一時堆積場を経由		積込地 （　　） ↓ 積卸地 （　　） 海上輸送前後は陸上輸送となる	
			県外堆積場 （　　）	県内堆積場 （　　）		
前月までの累計						
1日						
2日						
3日						
4日						
5日						
6日						
7日						
8日						
9日						
10日						
11日						
12日						
13日						
14日						
15日						
16日						
17日						
18日						
19日						
20日						
21日						
22日						
23日						
24日						
25日						
26日						
27日						
28日						
29日						
30日						
31日						
計（残量）						
累計						

備考

1　この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を１日ごとに記入すること。

2　年度毎に閉鎖すること。

3　備考欄には、船名及び土砂等搬入届年月日を記入すること。

様式第11号（規則第23条関係）

90cm以上

90cm以上

土砂等の埋立て等に関する標識		
許可番号等	年　月　日　第　号	
許可の期間	年　月　日～　年　月　日	
特定事業の目的		
特定事業場の所在地		
特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
特定事業の施工を管理・監督する事務所の所在地及び電話番号	所在地	
	電話番号	
特定事業の施工期間	着手年月日　年　月　日	
	完了（予定）年月日　年　月　日	
特定事業区域の面積	㎡	特定事業場の見取図
特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）		
施工を管理する責任者の氏名		

３　要綱に係る様式の記載例

【要綱様式第 11 号】土砂等の埋立て等に関する標識（記載例）・・・・・・・・・・・・P86

様式第 11 号(規則第 23 条関係)

90cm 以上

90cm 以上

土砂等の埋立て等に関する標識		
許可番号等	令和〇〇年〇〇月〇〇日　和歌山県指令□第△△号	
許可の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業の目的	宅地造成	
特定事業場の所在地	和歌山県〇〇市〇〇町１００番、１０１番	
特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 和歌山県〇〇市△△町□□丁目◇◇番地	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 〇〇株式会社　代表取締役　和歌山　太郎	
	電話番号　０７３－〇〇〇－△△△△	
特定事業の施工を管理・監督する事務所の所在地及び電話番号	所在地 和歌山県〇〇市〇〇町１００番	
	電話番号　０７３－〇〇〇－□□□□	
特定事業の施工期間	着手年月日　令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	完了（予定）年月日　令和〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業区域の面積	６，０００ ㎡	特定事業場の見取図
特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）	A町A字A番ほか ６，０００㎥ B町B字B番 ３，０００㎥ C町C字C番 １，０００㎥	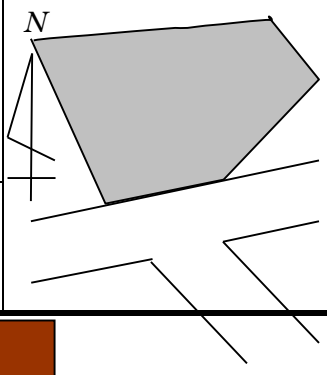
施工を管理する責任者の氏名	〇〇部長　◇◇ ◇◇	

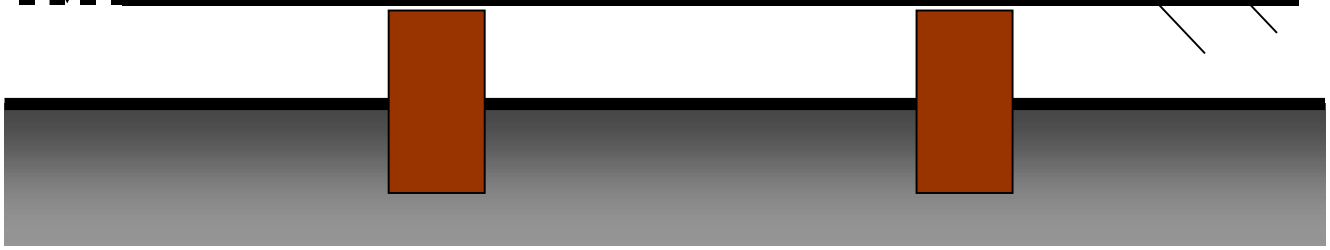

Ⅳ．その他参考様式について

１　様式

【参考様式１】土壌検査結果証明書（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P88
【参考様式２】水質検査結果証明書（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P89

参考様式１（第 11 条、第 16 条、第 21 条関係）

土壌検査結果証明書（参考）

年　　月　　日

様

発行番号
分析機関名
代表者　　印
所在地
電話番号
計量証明事業所の所在地
計量証明事業所の登録番号
環境計量士　　印

年　　月　　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。（検体区分・番号　　）

計　量　の　対　象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測　　定　　方　　法
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102　55.2、55.3 又は 55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102　38（38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く） 昭和 46．環告第 59 号付表 1
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49．環告第 64 号付表 1 又は日本産業規格 K0102　31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　54
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102　65.2（65.2.7 を除く）
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和 46．環告第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46．環告第 59 号付表 3、昭和 49.環告第 64 号付表 3
ＰＣＢ	mg/l			不検出	昭和 46．環告第 59 号付表 4
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成 9．環告第 10 号付表
1,2―ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1―ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
1,2―ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体は日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2 トランス体は日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
1,1,1―トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2―トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1.3―ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和 46．環告第 59 号付表 5
シマジン	mg/l			0.003	昭和 46．環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和 46．環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　67.2、67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102　34.1(34 の備考 1 を除く)若しくは 34.4 又は 34.1c 及び昭和 46．環告第 59 号付表 7
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102　47.1、47.3 又は 47.4
1，4―ジオキサン	mg/l			0.05	昭和 46．環告第 59 号付表 8
検体の性状(任意記入)	ＰＨ		形状		色　　匂い

備　　考	
	採　取　場　所： 工　　事　　名： 上記工事の施工業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。 委託した工程（ 試料採取 ・ 検液作成 ・ 分析 ） 委託事業者の氏名又は名称 ： 委託事業者の所在地　　：

参考様式２（規則第 22 条関係）

水質検査結果証明書（参考）

年　　月　　日

様

発行番号
分析機関名
代表者　　印
所在地
電話番号
計量証明事業所の所在地
計量証明事業所の登録番号
環境計量士　　印

年　　月　　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第 46 号付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。（検体区分　　）

計　量　の　対　象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測　　定　　方　　法
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102　55.2,55.3 又は 55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102　38.1.2(38 の備考 11 を除く)、38.2、38.3 又は 38.5 昭和 46．環告第 59 号付表 1
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49．環告第 64 号付表 1
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　54
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102　65.2（65.2.7 を除く）
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　61.2、61.3 又は 67.4
総水銀	mg/l			0.0005	昭和 46．環告第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46．環告第 59 号付表 3
ＰＣＢ	mg/l			不検出	昭和 46．環告第 59 号付表 4
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1.3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和 46．環告第 59 号付表 5
シマジン	mg/l			0.003	昭和 46．環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和 46．環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102　67.2、67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102　34.1（34 の備考 1 を除く）若しくは 34.4 又は 34.1c 及び昭和 46．環告第 59 号付表 7
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102　47.1、47.3 又は 47.4
1，4―ジオキサン	mg/l			0.05	昭和 46．環告第 59 号付表 8
検体の性状(任意記入)	ＰＨ　　形状　　色　　匂い				

備　　考	
	採　取　場　所：
	工　　事　　名：
	上記工事の施工業者：
	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。
	委託した工程（ 試料採取 ・ 検液作成 ・ 分析 ）
	委託事業者の氏名又は名称 ：
	委託事業者の所在地　　：

第６部　許可済み等の取り扱いについて

Ⅰ．許可済み等の取り扱い

１　許可済み等の取り扱いについて
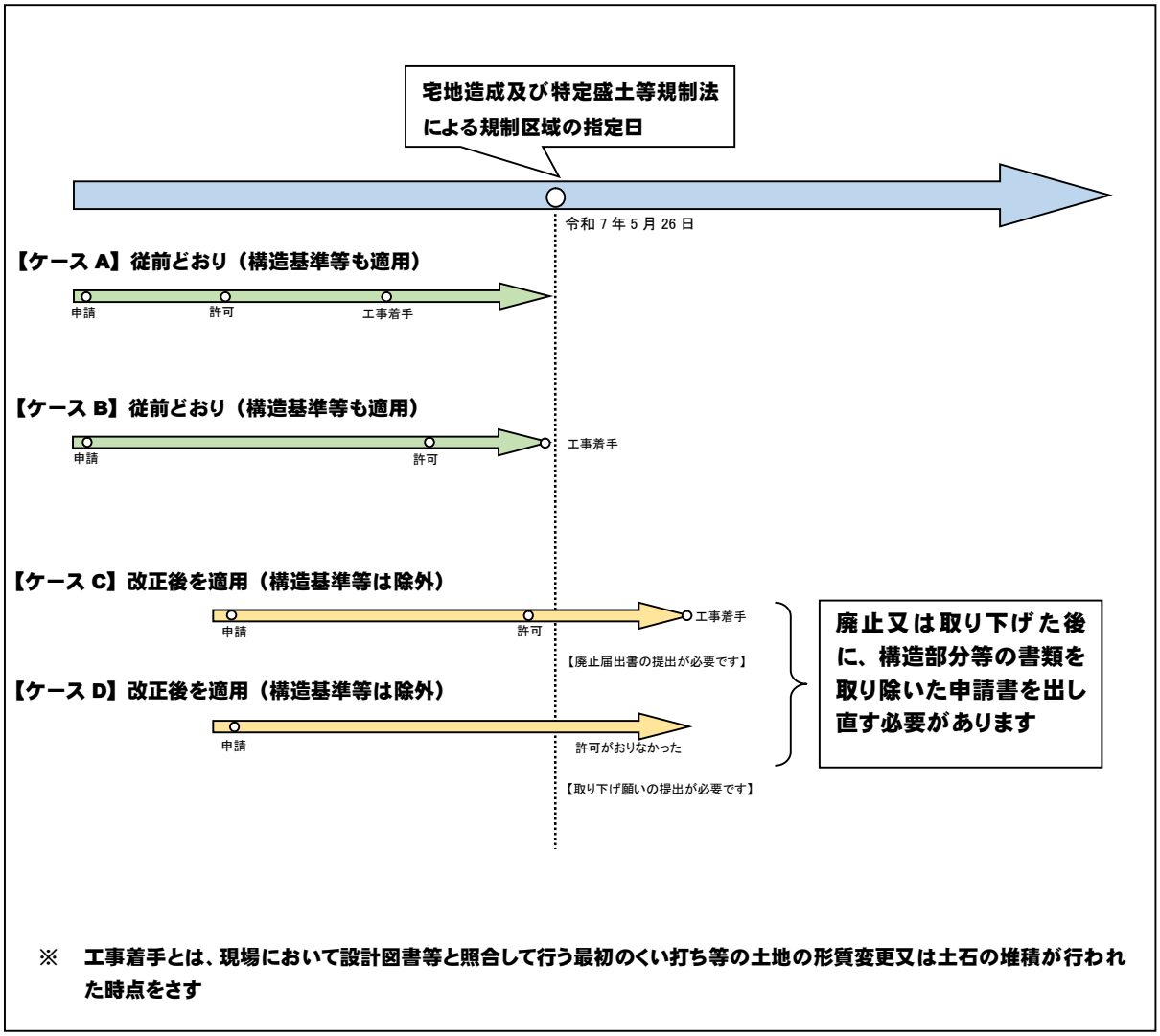
改正条例は令和７年４月１日（和歌山市以外の地域については令和７年５月２６日）から施行されるため、この時点より早く工事着手している場合は、改正前の条例による構造基準等が完了まで適用されます。宅地造成及び特定盛土等規制法による区域の指定日以降に工事着手となる場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法が適用されることから、許可又は申請を廃止又は取り下げた後に、構造部分等の書類を除いた申請書を出し直す必要があります。